

官報

号外
国会会議録

令和七年四月十一日

○第二百七回 衆議院会議録 第十九号

令和七年四月十一日(金曜日)

議事日程 第十七号

令和七年四月十一日

午後一時開議

- 第一 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)
- 第三 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第二 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)
 - 日程第三 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

令和七年四月十一日 衆議院会議録第十九号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案の整備に関する法律案

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

日程第一 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長御法川信英君。

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(御法川信英君登壇)

○御法川信英君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における森林の経営管理をめぐる状況に鑑み、森林の循環利用を促進するため、市町村と都道府県、林業経営体を始めとした地域の関係者の連携を強化し、林業経営体への森林の集積、集約化を迅速に進める新たな仕組みを創設するとともに、市町村の負担軽減を図るための措置

等を講ずるものであります。

○谷公一君 本日は、去る四月七日日本委員会に付託され、翌八日江藤農林水産大臣から趣旨の説明を聴取し、昨日質疑を行いました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

○議長(額賀福志郎君) 本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第二、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長谷公一君。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(谷公一君登壇)

○谷公一君 ただいま議題となりました法律案、いわゆる第十五次地方分権一括法案につきましては、地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律

日程第三 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第三、電波法及び放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長竹内讓君。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔竹内讓君登壇〕

○竹内讓君 たいいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設、無線局の免許状等のデジタル化、電波利用料制度の見直し等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月七日本委員会に付託され、翌八日村上総務大臣から趣旨の説明を聴取し、昨日、質疑を行い、これを終局しました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

電波法及び放送法の一部を改正する法律案、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨説明に対する松島みどり君の質疑

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(額賀福志郎君) この際、内閣提出、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣伊東良孝君。

〔国務大臣伊東良孝君登壇〕

○国務大臣(伊東良孝君) 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国の雇用の七割を占める中小企業が物価上昇に負けない賃上げの原資を確保できるようにするため、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させることが必要不可欠です。事業者間の対等な関係を推進して中小企業の取引の適正化を図るためには、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、規制及び支援の対象となる事業者の範囲の拡大等の措置を講ずる必要があるため、この法律案を提出した次第です。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、下請代金支払遅延等防止法につきまして、禁止行為として、費用の変動等の事情が生じ協議を求められたにもかかわらず、代金の額に関する協議に応じず、一方的に代金の額を決定することや、代金の支払手段について手形を交付すること等を禁止する旨追加することとしています。

第二に、下請中小企業振興法について、振興事業計画における支援の対象として、二以上の段階にわたる委託関係にある事業者を追加することとしています。

第三に、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法について、従業員数の大小による基準を新設して、代金の支払遅延禁止等の規制の対象や振興事業計画における支援の対象となる事業者の範囲を拡大するとともに、これらの規制や支援の対象として、特定の運送委託に係るものを追加することとしています。

また、下請事業者その他の用語を中小受託事業者等の用語に改め、あわせて、法律名を改めることとしています。

なお、これらの改正は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(額賀福志郎君) たいいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。松島みどり君。

〔松島みどり君登壇〕

○松島みどり君 自由民主党の松島みどりです。自由民主党・無所属の会を代表して、たいいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

私は、従業員が十人足らずの町工場が集まる東京下町の議員として、二〇〇〇年の初当選以来、下請いじめは許さない、これを信条としてまいりました。

今回の法改正は、画期的なものだと評価いたします。今後、分かりやすい言葉で広報すること、そして違反した業者に対して効果のある適切な対応を取ることが必要であります。

これらの法案は、製造業だけでなく、運送業、

警備業、ビルメンテナンス、清掃会社、そしてシステムエンジニアやプログラマーなど、元請である大手が同業の中小・小規模事業者の仕事回すことが多いサービス業にも当てはまります。また、アニメや漫画の制作、テレビ番組やショービジネスにおける撮影、照明、音響、舞台装置、小道具といった芸術文化の分野にも関わっています。さらに、中小企業、小規模事業者のほか、個人事業主やフリーランスも保護の対象になります。事業者の従業員も含まれば、何千万人という国民が関係し、賃金の引上げにつながる法律であります。

最大の改正点は、手形の廃止だと思います。

私は、経済産業副大臣を務めた二〇一三年以来、製品やサービスの代金支払いが何か月も先になる約束手形の廃止を目指してまいりました。そのかいあって、政府は、二〇二一年に、二六年までに廃止の方針を決め、今回の改正案では、手形の廃止がやっと明記されました。非常に感慨深いものがあります。十年ほど前は、中小・小規模製造業の社長さんたちでさえ、長年の慣習だから手形廃止なんて無理だよと、そのように諦めていたのですから。

約束手形は、資金不足の中、戦後、大企業の設備投資を優先するため、中小の取引先に負担を強いる形、泣かせる形で生まれてきた商慣習であります。

公正取引委員会は、昭和四十一年、繊維業では九十日を超える期間の手形を、その他の業種では百二十日を超える手形を下請法違反と定めました。言い換えれば、下請法が、そこまでは支払いを先延ばしてよいというお墨つきを与え、その後、資金不足が解消された後も、平成、令和に至るまで六十年近くの間、それが続いたのです。昨年十一月、やっと、期間が六十日を超える手形を

下請法違反として行政指導することになりました。

紙の手形については、この法改正とは関係なく、金融機関が既に取扱廃止を決めています。しかし、依然として、電子記録債権といった電子の手形は残ることになります。改正法案は分かりづらい表現ですが、簡単に言うと、電子記録債権の場合も、当月未締め、翌月末までの支払いとして、六十日以内のできるだけ早い時期に一〇〇%現金化することです。よろしいでしょうか。

また、金融機関の振り込み手数料を受注者に負担させるという問題があります。すなわち、代金から振り込み手数料を差し引いた金額しか振り込んでくれないケースが多々あると、下請事業者の方々から嘆きの声を聞きます。この法律改正を機に、運用基準を改め、振り込み手数料は発注者が負担すると規定すべきだと考えます。

以上、伊東大臣に伺います。

また、改正案では、資本金による区分だけでなく、従業員が三百人を超える発注者も規制対象に加わります。しかし、その対象以外の、例えば従業員五十人の製造業が、社長を含め五、六人でやっているような小規模事業者に対し、この法案で禁じられている内容の下請いじめをするケースも広く見られます。

こうした中小企業同士の取引に対し、どのような政策を講じていくのか、武藤経済産業大臣に伺います。

ここ数年、物流の危機が叫ばれています。改正案では、荷主と運送事業者の取引が新たに法律の対象となることを評価いたします。

ドライバーが、荷物を受け取る時、さらに配達先で何時間も待たされたり、契約では運送業務だけなのに、行った先の店での陳列やラベル貼りまでさせられる事例もあります。

令和七年四月十一日 衆議院会議録第十九号

国土交通省は、一昨年夏から、貨物自動車運送事業法に基づき、トラック・物流Gメンを発足させましたが、今回、公正取引委員会が所管する改正下請法の対象に荷主と運送事業者の関係が加わったこと、また、所管大臣の指導権限が強化されたことで、どのように効果が上がるのか、中野国土交通大臣に伺います。

今、トランプ政権の関税措置により、日本経済は大きな局面に、大変な局面にあります。打撃を受ける大手メーカーのしわ寄せが、取引先の中小・小規模製造業にまで、あるいは運送業などまで不当に及ぶことがないよう、そして、大企業と中小・小規模事業者の賃金格差がこれ以上広がることのないよう、武藤大臣に御見解を伺います。

ところで、今回の改正案でも、発注者として対象にしているのは民間企業だけです。中小・小規模事業者からは、官公需、特に自治体との取引について苦情を聞くことがしばしばあります。公募入札で一旦価格が決まると、その後、最低賃金が引き上げられて人件費が上がっても、また原材料費が上がっても、落札価格は変更されないことが一般的です。人件費比率の高いビルメンテナンスや清掃業、警備業、また、紙など材料費がかさむ印刷業を中心に、多くの受注企業は苦しんでいます。

自治体が発注した際の価格転嫁について、村上総務大臣に対策を質問します。

今、企業社会の在り方について、働かせ過ぎやハラスメントなど、かつて当たり前のようになされてきたことにメスが入られています。今回の下請法改正によって、取引構造においても強い立場、弱い立場という関係性をなくし、中小・小規模事業者の従業員や個人事業主、フリーランスの人たちの収入が増えることを心より望みます。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する松島みどり君の質疑

(国務大臣伊東良孝君登壇)

○国務大臣(伊東良孝君) 松島みどり議員にお答えをいたします。

一点目、電子記録債権についてお尋ねがありました。現行の下請法では、発注者に対し、発注した物品を受け取った日から六十日以内のできる限り短い期間内で代金の支払い期日を定める義務を課しております。

改正法案では、代金の支払い手段として、紙で交付する手形を禁止するとともに、お尋ねの電子記録債権などについても、定められた支払い期日までに代金の満額の現金と引き換えることが困難なものは使用を禁止することといたしております。

二点目に、振り込み手数料の負担についてお尋ねがありました。

公正取引委員会及び中小企業庁が開催した有識者検討会であります企業取引研究会において、代金の振り込み手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習であるとの御意見があり、同研究会の報告書において、法律の運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられたところであります。

こうした報告書の内容を踏まえまして、公正取引委員会においては、改正法の施行に合わせて、発注者が振り込み手数料を受注者に負担させることは合意の有無にかかわらず違反とするよう、法律の運用基準を見直すことといたしております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣武藤容治君登壇)

○国務大臣(武藤容治君) 松島みどり議員の御質問に答えさせていただきます。

中小企業同士の取引適正化についてお尋ねがありました。

構造的賃上げの実現には、下請法の対象外とな

る中小企業同士の取引も含めて、サプライチェーン全体での取引適正化が必要不可欠です。

取引上の地位の優越関係が認められれば中小企業同士の取引についても適用される独占禁止法の優越的地位の濫用規制や、中小企業同士の取引も対象となり得る下請振興法の振興基準などの活用を通じて、取引適正化を定着させてまいります。

また、サプライチェーンの深い層まで取引適正化を浸透させるため、価格交渉促進月間に基づく調査、発注事業者名の公表や指導助言の着実な実施、様々な業界に対するハイレベルでの要請など、あらゆる手段を講じて取引適正化を実現してまいります。

続けて、米国関税措置への対応についてお尋ねがありました。

日本が一連の米国政府による関税措置の対象とされたことは極めて遺憾です。引き続き、様々なレベルで措置の見直しを強く求めていきます。

今般の関税措置は、国内産業にも広範囲に及ぶ影響が出る可能性があります。このため、経済産業省に米国関税対策本部を立ち上げ、国内産業への影響の精査と、国内の産業や雇用を守るために必要な対応の検討に着手しています。

まずは、短期の支援策として、特別相談窓口の設置、資金繰りや資金調達への支援、そして中堅・中小企業の事業強化のための支援を着実に実施することで、事業者の不安にきめ細かく対応していきます。

また、米国の関税措置等により、委員御指摘の、大手製造業のしわ寄せが中小・小規模事業者に及ばぬようにする必要があります。このため、産業機械業界と自動車業界のトップに対して、私から直接、取引適正化の要請を行いました。約千七百の事業者団体に対し、各事業所管大臣からも要請を行っています。

さらに、副大臣、政務官や当省職員を現場に派遣をし、現場の声を受け止めながら、国内産業への影響を速やかに把握してまいります。それらの状況も踏まえ、追加の対応の検討を行います。

政府一丸となって、今回の関税措置から国内産業や雇用を守り抜いてまいります。(拍手)

(国務大臣中野洋昌君登壇)

○国務大臣(中野洋昌君) 松島みどり議員から、下請法の改正によるトラック・物流Gメンの効果に関する認識についてお尋ねがありました。

国土交通省では、トラック法に基づき、トラック・物流Gメンによる荷主等の違反原因行為への是正指導を行うなど、適正な運賃を收受できる環境の整備を進めているところであります。

今般の下請法改正法案におきましては、荷主からの運送の発注行為も下請法の対象とした上で、協議に応じず一方的に価格を決めることの禁止、国土交通大臣等に対する指導助言権限の付与等の規定が盛り込まれております。また、トラック・物流Gメンへの情報提供者も、報復措置の禁止により保護されることとなります。

さらに、改正後の下請法の運用を通じて、国土交通省と公正取引委員会や中小企業庁との連携が深まり、それぞれのノウハウや強みを持ち寄って、より有効な指導が可能となります。

国土交通省としては、今回の法改正を十分に生かし、物流全体の取引の適正化に引き続きしっかりと取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣村上誠一郎君登壇)

○国務大臣(村上誠一郎君) 松島議員からの御質問にお答えいたします。

自治体の官公需における価格転嫁対策についての御質問がございました。

総務省におきましては、自治体に対し、最低賃金の改定に応じた契約変更等の取組や重点支援地

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する松島みどり君の質疑

方交付金を活用した価格転嫁の取組を依頼してまいります。また、委託料の増加等への対応としまして、令和七年度地方財政計画に一千億円を計上しております。

今後、中小企業庁が設置している下請かけこみ寺において官公需に関する相談を受け付けるとともに、自治体に対し、その相談に対応する窓口の設置を依頼いたします。引き続き、自治体において適切に価格転嫁が行われるよう取り組んでまいりますとと考えております。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 小山展弘君。

(小山展弘君登壇)

○小山展弘君 立憲民主党・無所属の小山展弘です。

ただいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案につきまして、会派を代表して質問いたします。(拍手)

まず冒頭、お尋ねします。米国トランプ大統領による関税措置により、日本の輸出産業は大きな危機に直面しています。サプライチェーン全体、中小受託企業にも大きな影響が出る懸念が懸念されます。

自動車産業を始めとする輸出産業並びに日本の物づくり産業を守るために、政府はどのような対策を考えていますか。経済産業大臣にお伺いをいたします。

民主党政権では、閣議決定した中小企業憲章で、中小企業は経済を牽引する力であり、雇用の大部分を支え、地域社会と住民生活に貢献しているなど、中小企業の経済的、社会的機能と役割を高く評価しています。そして、政府が、力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができて

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する松島みどり君の質疑

ず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払うと定め、中小企業の経営、人材の育成、質の高い職場環境づくりへの支援などを行うとしています。

中小企業憲章こそ、中小企業政策の原点であるべきです。

一方で、菅義偉政権のブレインの一人と言われたデービッド・アトキンソン氏は、日本に過剰な数がある中小企業が生産性低下の大きな要因であり、最低賃金を引き上げて、経営力と競争力がないう中小企業を淘汰、統合するなどの政策を行うべきなどと提言しています。シナジー効果が生まれる企業合併まで否定しませんが、中小企業憲章の考えと真逆の発想だと思います。

政府は、中小企業憲章をどのように評価し、位置づけていますか。また、アトキンソン氏のような中小企業に関する提言について、経産大臣はどのような認識を持っていますか。安倍政権以降、中小企業憲章に沿った政策が余りなされていなかったと考えられ、不当な取引慣習を改めることや価格転嫁の取組が遅れたと考えられますが、経産大臣の認識はいかがですか。

中小企業憲章には、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。」という文言もあります。中小企業組合の中には、大手委託企業と価格や技術など様々な問題を協議、相談する組合もあり、一定の役割を果たしています。しかし、中小企業組合の、共同で価格交渉などを行う機能がもっと強化できれば、価格転嫁や、より対等な企業間関係の構築が期待できると考えます。また、共同購買や共同販売などで、中小企業が中小企業組合の組合員になることで、規模のメリットも得られます。

今年には国際協同組合年でもあります。政府は、中小企業組合の役割や機能強化について、どのよ

下請代

うな認識を持ち、どのような支援を行っておりますか。経産大臣の答弁を求めます。

昨年、記録的な賃上げと言われましたが、大企業や好況な業種の企業を中心としたものであり、全国平均では物価高を上回る継続的な賃上げは実現せず、実質賃金は三年連続減少しました。国内企業は約九割を占め、勤労者の約七割が働く中小企業では、力強い持続的な賃上げには至っておりません。

企業規模間の賃上げの格差について、経産大臣の認識をお尋ねいたします。

中小企業で力強い持続的な賃上げが実現できていない要因として、大手委託企業から中小受託企業への価格転嫁が進まず、賃上げ原資が確保されていないことが挙げられます。昨年の価格交渉促進月間の調査では、価格転嫁率は僅か四九・七%、価格協議が行われていないケースも約二〇%にまで上りました。価格転嫁なくして賃上げなし。価格転嫁待ったなしであります。

昨今の円安による輸出関連企業の増収は、少なからず、為替差益によりもたらされました。為替差益分の増収は、円安による輸入物価高騰で苦しむサプライチェーンの中小受託企業に波及させていけるべきではないでしょうか。

法人企業統計によれば、二〇一三年から二〇二二年までの間に配当金指数は倍近くまで上昇しており、企業は、設備投資や賃上げ、価格転嫁を抑制して利益を拡大し、それを株主配当や内部留保に多く配分する傾向がありました。行き過ぎた株主資本主義、新自由主義の考えも、価格転嫁や賃上げの障害の背景にあったと考えます。

価格転嫁が進まない原因として、委託企業と受託企業との力関係を背景に、価格協議が行われないことや、お互いの立場を尊重する価格協議が行われないことが挙げられます。これらが実際の程

度あったのか、現在もあるのか、経産大臣の認識をお尋ねいたします。

本改正案では、価格据置きの場合でも協議に応じないことの禁止や、協議の際に必要な説明や情報提供をせずに一方的に代金額を決めることを禁止していますが、この改正によって、企業間協議にどのような改善があると認識していますか。また、実効性をどのように担保しますか。公正取引委員長の答弁を求めます。

二〇一三年から二〇二二年までの時期は、国内物価は横ばいで、いわゆるデフレと称された状態でしたが、名目為替レートは、現在ほどではないものの、円安方向に推移し、かつ、海外物価は上昇していたため、円の実質実効為替レート指数は低下傾向にありました。少なからぬ輸出企業は、円安のメリットのみならず、海外の物価上昇に合わせ海外での販売単価を引き上げることも増収を確保していました。これは政府も、輸出企業を中心に業績は改善との分析を示しております。この時期に、価格転嫁によって、中小受託企業にその恩恵を波及させることもできたはずですが、しかし、国内中小受託企業に対してはコストダウンを要求し続け、その結果、中小受託企業の体力は奪われ、賃上げ原資は確保されませんでした。なせもつと早く法改正や価格転嫁を促進する政策を行わなかったのか、伊東内閣府特命担当大臣の所見を伺います。

取引段階が二次、三次と深くなるほど価格転嫁率も下がるといふ政府の調査があります。中小零細企業での持続的な賃上げ原資を確保するために、サプライチェーン全体で価格転嫁が行われることは極めて重要です。改正案では、多段階のサプライチェーンの振興計画を承認、支援できるようにしていますが、これがサプライチェーン全体の取引の適正化にどのような効果を持つと認識してい

ますか。経産大臣にお尋ねいたします。

今回の法改正で、本法は、下請代金支払遅延等防止法から中小受託事業者代金支払遅延等防止法に名称変更されます。下請という表現の何が問題であったと政府は認識していますか。法施行後、下請という表現を使用しないように政府が民間に働きかけることもするのでしょうか。伊東担当大臣の答弁を求めます。

立憲民主党は、内閣官房と公正取引委員会が連名で、二〇二三年十一月に労務費転嫁ガイドラインを策定、公表したことを契機として、実効的な価格転嫁や適切な取引を実現すべく、政府を挙げて業界に周知することや運用のフォローアップ、改善点の調査と支援策を講ずることを提言しました。

公表後、一年以上が経過しましたが、労務費転嫁ガイドラインが遵守されていないとの声も聞かれます。ガイドラインの周知徹底のための対策、ガイドラインの運用を通じての課題について、公正取引委員長の所見をお尋ねいたします。また、労務費転嫁ガイドラインは、国や地方が民間に発注する事業も対象ですが、国や地方自治体の遵守状況についても公正取引委員長にお尋ねをいたします。

取引の現状把握のため、現在三百三十名で構成される下請Gメンは、訪問調査などを行い、不適切な取引事案などがあれば、事業所管省庁や業界団体等に改善を働きかけています。しかし、約三百三十万社の中小企業をフォローするには人手が足りないとも考えられ、増員が必要ではないでしょうか。経産大臣の見解をお尋ねいたします。また、本法案では、中小受託事業者が申告しやすい環境を確保するため、指導助言の権限や報復措置の禁止の申告先として事業所管省庁の主務大臣を追加し、公正取引委員会、中小企業庁、事業

所管省庁の連携と法執行の実質的な強化を図ることとしています。事業所管省庁における体制強化の内容について、経産大臣の見解をお尋ねいたします。

なお、報復措置を防ぐために、どのような具体的な対策をお考えですか。また、問題事案の企業名の公表範囲を現在の十社ほどから拡大すべきとの意見もありますが、公正取引委員長の見解をお尋ねいたします。

本法案の施行日について、古谷公正取引委員長は、本法案が可決、成立した場合には、春闘に間に合うようにとの指摘も踏まえて、速やかに施行準備の作業を進めていきたいと答弁しています。改正法が来年一月からの春闘に役割を発揮するために、十分な準備と周知を踏まえた上で、施行日を例えば二〇二六年一月一日などとし、法案審議の段階で明確にすべきと考えますが、伊東担当大臣の見解をお尋ねいたします。

最後に、私たち立憲民主党は中小企業の味方です。中小企業で働く勤労者の味方です。厳しい経済環境の中でも必死に頑張っている中小企業の皆様と痛みを共有する姿勢を持って、中小企業憲章を基本とし、中小企業の皆様とともに歩んでいく決意を申し上げまして、質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣伊東良孝君登壇)

○国務大臣(伊東良孝君) 小山展弘議員にお答えをいたします。

一点目は、価格転嫁に関しまして、より早期の対策が必要だったのではないかとお尋ねでございました。

政府としては、これまでも様々な対策を講じてまいりました。例えば、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善などを目的として、二〇一

六年に政策パッケージを取りまとめ、価格転嫁を重点課題と位置づけているところであります。

また、近年の物価上昇を受け、パートナートレージによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージを策定し、更なる価格転嫁対策に取り組んでまいりました。

これを踏まえて、公正取引委員会におきましても、下請法等の執行の強化を図るとともに、特別調査の実施や、あるいは調査結果に基づく注意喚起、労務費転嫁指針の策定やその周知徹底など、様々な対策を講じてまいりました。

こうした取組により、価格転嫁に一定の進捗が見られるようになってまいりましたが、新たな商慣習として更に価格転嫁を定着させるため、今回、改正法案の提出に至ったものであります。

また、二点目にお尋ねのありました、下請という用語の変更についてであります。

下請という用語につきましては、あたかも受注者が発注者よりも下であり、対等な立場にはないかのような語感を与えるとの指摘や、あるいは、昨今では、取引当事者の間でも、親あるいは下請という用語を使わず、対等な立場で適切に取引を行うという意識の高まりが見られるとの指摘があると承知をいたしているところであります。

そのため、今回の改正法案では、このような取引当事者間の意識などの時代の変化を踏まえ、下請事業者を中小受託事業者とするなど、従属的な意味合いを含まない用語に改めることにより、取引適正化に向けた意識改革をより一層推進させたいと考えております。

加えて、改正後の法律の題名につきましても、なじみやすい適切な略称を用いるなどして周知活動を徹底することにより、下請という表現が使用されないよう、政府としても働きかけてまいりたいと思っております。

令和七年四月十一日 衆議院会議録第十九号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する小山展弘君の質疑

次に、三点目であります。改正法の施行期日についてお尋ねがありました。

改正法案によりまして、取引上の立場の弱い中小の受注者が価格交渉をしやすくなり、賃上げをするための原資の確保につながることから、改正法の施行は来年の春闘に間に合わせるべきであるとの御意見があることは承知をいたしているところであります。

一方で、改正法案は、政令、規則、運用基準といった下位法令などを整備し、その内容について、一定の期間をかけてしっかりと周知、広報していく必要があるところであります。

改正法案が可決、成立した場合には、このような事情も勘案しながら適切な施行期日を判断することとし、速やかな施行に向けて尽力していきたいと考えているところであります。(拍手)

(国務大臣武藤容治君登壇) ○国務大臣(武藤容治君) 小山展弘議員の御質問にお答えをさせていただきます。

米国防税措置への対応についてお尋ねがありました。日本が一連の米国防税措置による関税措置の対象とされたことは極めて遺憾です。引き続き、様々なレベルで措置の見直しを強く求めてまいります。

今般の関税措置は、自動車産業を始めとした輸出産業や、国内の物づくり産業などにも広範囲に及ぶ影響が出る可能性があります。このため、経済産業省に米国防税対策本部を立ち上げ、国内産業への影響の精査と、国内の産業や雇用を守るために必要な対応の検討に着手してまいります。

まずは、短期の支援策として、特別相談窓口の設置、資金繰りや資金調達への支援、そして中堅・中小企業の事業強化のための支援を着実に実施することで、事業者の不安にきめ細かく対応してまいります。

また、米国防税措置等が取引適正化の取組に影響を与えないよう、産業機械業界と自動車業界のトップに対して、私から直接、取引適正化についての要請を行いました。その他、約千七百の事業者団体に対し、各事業所管大臣からも要請を行っております。

さらに、副大臣、政務官や当省職員を現場に派遣し、現場の声を受け止めながら、国内産業への影響を速やかに把握してまいります。それらの状況も踏まえ、追加の対応の検討を行います。

政府一丸となって、今回の関税措置から国内産業や雇用を守り抜いてまいります。

次に、中小企業憲章の評価、位置づけ、アトキンソン氏の中小企業に関する提言への認識、取引適正化に関する政策方針についてお尋ねがありました。

中小企業憲章は、中小企業の重要性や役割について中小企業や国民にお示しする、いわば中小企業の経営者や従業員へのメッセージとして平成二十二年六月に関議決定されたものです。その基本理念や中小企業政策の基本原則は、中小企業を取り巻く環境が変化する中でも普遍性を有したものと考えています。

アトキンソン氏の主張に対して政府として論議することは控えますけれども、政府が実施している中小企業政策は、事業者の数を減らすことを目的としているのではなく、経営基盤の強化などを通じて、中小企業や小規模事業者の持続的な成長や発展を促すことに主眼を置いて実施しております。

安倍政権の頃から、取引適正化の取組は着実に進めており、中小企業憲章にある公正な市場環境を整えるとの方向性に沿った取組を展開してきたと認識しています。ただし、長年にわたり続いてきた商慣行を変えようとする取組であり、一朝一

夕に実現することは容易ではなく、粘り強く取組を継続することで、徐々に効果が出てきていると認識しているところであります。

さらに、今回、下請法の改正を提案しており、これを着実に執行し、周知していくことで、中小企業がその力を思う存分発揮できるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、中小企業組合についてお尋ねがありました。

中小企業、小規模事業者が個々では解決できない課題に対応するためには、中小企業組合を設立し、団結して取り組むことが効果的です。

このため、経済産業省としては、全国中小企業団体中央会を通じた中小企業組合の設立指導や運営指導に取り組んでいます。また、組合が主体となつて事業者と交渉を行うことで価格交渉力を強化することができる団体協約制度の活用について、周知を強化してまいります。

次に、企業規模間の賃上げ格差についてお尋ねがありました。

日本全体で物価高を上回る賃上げが進むためには、我が国の雇用の約七割を占める中小企業、小規模事業者が、しっかりと賃上げをしていくことが重要です。

春季労使交渉の第三回集計結果によれば、全体では昨年度に引き続き五%超えとなる五・四二%、また、中小組合においても五%という高い賃上げ率となつた一方で、多くの中小企業は、人手不足や物価高などの課題に直面をし、防衛的な賃上げを強いられる厳しい経営状況にあることも承知をしております。

中小企業、小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、価格転嫁をサプライチェーンの深い層まで浸透させ、中小企業間でも取引が適正化されるよう下請法を改正するとともに、その内容を全

国約三百三十六万社の中小企業の現場にまで浸透させるよう取り組んでまいります。

次に、価格交渉の実施状況についてお尋ねがありました。

経済産業省による二〇二四年九月時点の調査結果によれば、発注者側企業から申入れがあり価格交渉が行われた割合は二八・三%である一方、価格交渉が行われなかった割合は一三・六%となっております。

この理由として、例えば、価格転嫁を申し出れば取引の減少や失注に至るとの認識や、賃上げ分の原資は価格転嫁でなく受注者の合理化努力で賄うべきなどの声を把握しておるところであります。

今回の下請法改正で、協議に応じない一方的な価格決定が禁止されますが、下請法の執行も一層強化し、価格交渉の定着のために全力で取り組んでまいります。

サプライチェーン全体の取引適正化についてお尋ねがありました。

今回の下請振興法の改正では、複数の取引段階にある事業者が協力した取組への支援を盛り込んでおります。これにより、例えば、ティア1、ティア2、ティア3が共同で行う生産効率化など、直接の取引先との関係だけにとどまらない、サプライチェーン全体での連携を促してまいります。

また、事業者間の望ましい取引慣行を定めた振興基準においても、こうした趣旨を反映し、下請法の対象とならない取引も含めて、サプライチェーン全体の取引適正化を促してまいります。加えて、現在、関係業界に対して、ハイレベルで取引適正化を要請しております。先日、私からも、自動車業界、産業機械業界に対して、業界率

こうした取組を進め、サプライチェーン全体での価格転嫁を一層推進してまいります。

次に、下請Gメンについてお尋ねがあります。

下請Gメンは、二〇一七年の設置当初の八十名から、現在では三百三十名まで増員をし、全国の中小企業の取引実態について、年間で約一万件を超えるヒアリングを行っております。

また、下請Gメンに加えて、全国各地で、小規模事業者も含めて取引実態を把握すべく、四十七都道府県に設置されました下請かけこみ寺の調査員も活用した情報収集体制も強化してまいります。

さらに、年二回の価格交渉促進月間では、約三十万社の中小企業へアンケート調査を行い、価格交渉、転嫁の状況を幅広く把握しております。

こうした様々な取組により、一社でも多くの中小企業の実態を把握し、更なる価格転嫁、取引適正化の徹底につなげてまいります。

最後になりますが、下請法の執行体制の強化についてお尋ねがありました。

今回の下請法改正では、事業所管省庁に対しても事業者へ指導する権限を付与するとともに、関係行政機関の情報連携の規定も新設をし、面的執行の強化を図ります。

具体的には、例えば、国交省のトラック・物流Gメンが、実態調査の場で下請法の観点からも指導を行ったり、調査で得られた取引情報を中小企業庁や公正取引委員会に共有をし、更に詳細な調査執行につなげることが想定されます。このように、各省庁が保有する取引情報を効果的に下請法の執行に活用してまいります。

また、中小企業庁においても、下請Gメンが把握した取引情報を、公正取引委員会や中小企業庁による下請法の執行の端緒として活用しております。

す。こうした取組により、公取委、中企庁、事業所管省庁の連携をより一層強め、下請法の執行体制の強化を図ってまいります。(拍手)

(政府特別補佐人古谷一之君登壇)

○政府特別補佐人(古谷一之君) 小山展弘議員の御質問にお答えをいたします。

一点目に、協議に応じない一方的な代金決定の禁止規定の効果と、その実効性担保についてお尋ねがございました。

改正法案では、発注者が受注者に対して、協議に応じることなく一方的に価格を押しつけることを禁止しています。

これによって、当事者間で実効的な協議が行われるようになれば、その結果、交渉力の弱い受注者が不利な条件を一方的に押しつけられることがなく、より有利な条件で取引できる可能性が高まることが期待をされます。

また、公正取引委員会では、毎年、発注者、受注者に対する大規模な書面調査を実施しております。

このような調査を通じて積極的に情報を収集するとともに、受注者が声を上げやすい環境を整備し、これらの情報を基に調査した結果、違反行為が認められた場合には、勧告、公表を行うなど、厳正に対処することで実効性を担保してまいります。

二点目に、労務費転嫁指針の周知徹底や課題についてお尋ねがありました。

公正取引委員会の調査では、この指針を知っている方は、知らない方に比べて価格転嫁ができていくことが確認をされております。

一方で、業種ごと、地域ごとに指針の認知度ははばらつきがありまして、認知度を更に向上させていくことが今後の課題であると考えています。

これまでも、事業所管大臣を通じて約千九百の

事業者団体に対し指針の徹底を要請するなど、政府を挙げて周知、広報を行ってきました。

今後は、認知度が低い地域などに重点的に広報を行うとともに、事業所管省庁と連携をしながら、更なる周知徹底に取り組んでまいります。

三点目に、国や地方自治体といった官公需の取引における労務費転嫁指針の遵守状況についてお尋ねがありました。

この指針は、労務費も含めた価格転嫁を進めるため、価格交渉の基本的な考え方を示しております。その趣旨は官公需の取引にも通じるものと考えています。

昨年九月に実施された中小企業庁の調査では、労務費に限るものではありませんけれども、官公需に対する価格転嫁率は約五六％でありました。

また、労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議では、労務費の価格転嫁が進んでいない分野として、地方における公務が選定をされております。これを踏まえ、総務省が地方公共団体に対して指針の周知徹底を含めた要請を行うなど、関係省庁が取組を進めていると承知をいたしております。

政府として民間事業者に価格転嫁を促しているところであり、国や地方公共団体は自ら率先して取組を進めていくべき立場にあると認識をしております。引き続き、関係省庁と連携しながら、官公需の取引における労務費を含めた価格転嫁を推進していくものと承知をいたしております。

四つ目に、報復措置の防止についてお尋ねがありました。

受注者が安心して情報を提供することができ、環境を整備するため、下請法では発注者による報復措置を禁止をいたしております。

改正法案では、新たに指導権限が付与される事業所管省庁に対して申告したことを理由とする報

復措置の禁止を新たに規定をいたします。

これまでも、公正取引委員会や中小企業庁では、情報を厳重に管理して調査するとともに、匿名での情報提供フォームを設けるといった取組も行ってきました。

これまで培ってまいりましたノウハウを共有し、事業所管省庁においても、情報管理を徹底していただくとともに、報復措置が禁止されていることをしっかりと周知することで、安心して申告していただけるような環境づくりに努めてまいります。

五つ目に、企業名の公表についてお尋ねがありました。

公正取引委員会は、令和四年度から、価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえ、協議を経ない価格の据置きが多数の受注者との間で確認をされた事業者名を公表してきております。こうした取組も受けまして、価格転嫁に対する理解が一定程度は進んできておりますけれども、引き続き粘り強い取組が必要であると考えております。

そのため、今回の改正法案では、こうした協議を経ない価格の据置き等の一方的な価格設定に、より効果的に対処できるようにするため、新たな禁止類型を設けております。

公正取引委員会は、令和六年度においては、下請法に基づき過去最多となる二十一件の勧告を行い公表するなど、これまでも積極的な法執行に努めてまいりましたが、仮にこの法案が可決、成立しました場合には、この規定を適切に運用し、協議に応じることなく一方的に価格を決めるといった事例に対しても厳正に対処してまいります。

私からは以上でございます。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

令和七年四月十一日 衆議院会議録第十九号

○副議長(玄葉光一郎君) 岡野純子君。

(岡野純子君登壇)

○岡野純子君 国民民主党の岡野純子です。

ただいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の改正案に対し、会派を代表して質問いたします。(拍手)

私たち国民民主党は、働く者のための政党です。国民民主党結党以来、私たちは一貫して、下請法、独禁法の実効性強化を訴えてきました。その背景には、コロナ禍、原材料費やエネルギー、物流コストの高騰、さらには国際情勢の不安定化という、下請企業にとってはまさに生き残りを懸けた苦難の連続があります。

材料費が高騰しているのに、値上げは認めないと発注元に言われた。もはや利益が出ないどころか赤字。何のために仕事をしているのか分からない。これ以上価格交渉をすると取引を切られるかもしれないという空気がある。明示的な圧力でなくても、下請側は沈黙せざるを得ない。

寄せられたこれらの声は、法のグレーゾーンで許される問題ではありません。

これまでの商慣行として、大企業の利益が優先され、下請企業やフリーランスの労働者が適正な対価を得られない仕組みが温存されてきました。力ある企業が、自らの利益確保のために、中小企業や個人事業主にしわ寄せを押しつける構造がまかり通ってきました。この構造的な不正を正さない限り、どれだけ成長戦略を語っても、その果実は一部企業に集中し続けるでしょう。

下請法は、その公正な分配を実現するための基盤です。本日は、この法改正の意義と、その内容は充足しているのかを明らかにしたく、発言いたします。

トランプ政権の相互関税は九十日間の停止が示されましたが、自動車は依然二五%発動のまま

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する岡野純子君の質疑

ですし、全体的にも先行きが不透明なことに変わりはありません。今後、アメリカ市場での価格転嫁が困難となれば日本国内の下請にしわ寄せが来ることは必至といった中、今般の改正は今後の日本経済を守る上で極めて重要です。政府は、グローバルな観点から、本法案の意義をどのように位置づけているのか、武藤経済産業大臣に伺います。

また、春闘において中小企業の賃上げにマイナスの影響を与える可能性が高まっていますが、賃上げの流れは絶対には止めてはいけません。さらには、物価高と景気後退が同時に起こるスタグフレーションが発生する危険性もある中、強力な経済対策が必要と考えますが、国内対策、とりわけ、エネルギー、物流コストの削減、消費喚起といった足下の景気対策をどう進めていくのか、武藤大臣に方針を伺います。

法案が成立したとしても、その先、現場に落ちていくまでのスピード感が肝要です。今回の改正内容を来年の賃上げにつなげていくことが重要であり、遅くとも来年一月までに施行すべきと考えます。政省令の策定やガイドラインの整備、さらには関係業界への啓発にどれだけ速やかに取りかかるのか、その意欲を伊東公取担当大臣に伺いたいと思います。

政府は、労務費の適正な転嫁のための価格交渉に関する指針を策定しています。しかし、実際の運用において元請企業の裁量に委ねられていることを懸念します。現行の自主的な転嫁の下では、経産省の調査によると約半数がコスト増を価格転嫁できていないという結果も出ています。そういった現状を、政府はどう具体的に是正するつもりでしょうか。武藤大臣にお尋ねいたします。

自主的に交渉すれば取引を打ち切られるおそれがある現状では、転嫁交渉など絵に描いた餅であ

り、取引当事者間の力関係が変わらない限り、実効性は期待できません。交渉力の弱い中小企業が取引停止を恐れることなく交渉できる具体的な支援策、例えば、先ほど来出ておりますが、中小企業庁が既に取り組まれている、弁護士が法的助言をする下請かけこみ寺のように、中小企業が安心して交渉するための方策について、武藤大臣、お答えください。

また、一定の原価上昇があった場合には転嫁を義務づける制度など、価格転嫁の強制力を法的に担保する考えはありませんか。一般市場では難しくても、例えば官公需の公共調達であれば標準価格が明らかであるため実行可能かと考えますが、公から動いて民を変えろという発想は、武藤大臣、いかがでしょうか。

下請法の適用基準では、委託元の資本金が一千万円超三億円以下の場合、下請側は資本金一千万円以下の場合のみ適用対象とされています。これは、下請法が保護しようとしているのは特に小規模な事業者という前提に基づいているわけですが、この法律が作られたのは昭和三十一年。当時は、資本金一千万円を超える企業は、ある程度の経営体力があるとみなされていました。

しかし、時を経て、企業の在り方は様変わりしています。例えば、IT系ベンチャー企業が、エンジェル投資などで資本金一千万円以上であっても、社員は数人で実績も浅いというケースは多く見られますし、地方の中小製造業者でも、町工場が設備更新のために、融資の都合上、資本金を一千万円以上に増資したり、大手メーカーの下請で依存度が高く、値下げ圧力に抵抗できなかったりするケースなど、形式的な資本金ではなく、経済的依存関係や交渉力の弱さを考慮すれば、実質的には保護すべき立場の事業者も存在します。行政リソースに限界があることは理解しますが、保護

すべき企業とそうでない企業の合理的線引きについて、伊東公取担当大臣の考えを伺います。

日本の下請法そのものは、制度としてはきめ細かいですが、守らせる力が弱いように思います。現場の声を拾う下請Gメンの尽力に敬意を表しつつも、より実効性を伴った摘発体制の構築が必要です。公正取引委員会に対しては、労働現場に寄り添った権限の行使、執行力の強化を政府として支えていくべきです。よりきめ細かく実態把握を行うために、下請Gメン、トラック・物流Gメンとも連携した取引調査体制を加速させるべきと考えますが、いかがでしょうか。武藤大臣に伺います。

昨年の公正取引委員会の指導件数は八千二百三十件、うち勧告対象は二十一件です。確かに、その企業の社会的信用を大きく毀損しますから、勧告に慎重になる姿勢は理解できます。しかし、現場の声を聞いていると、調和的指導では現状変更にも限界があるように感じます。諸外国では、より強力な是正措置が抑止力として機能している例も見られます。競争当局にはより毅然とした対応を求めますが、いかがでしょうか。

一方で、当局による是正措置は、私的自治の原則に対する過度な介入という懸念もあります。その点、どのように均衡を保っているのか、伊東公取担当大臣に伺います。

適用基準に従業員数を追加することで下請法逃れを防ぐ狙いがあるわけですが、例えば、資本金を意図的に減らしたり、子会社化で実質的な支配関係を隠したりするケースも考えられます。こうした抜け道への対策を実際の運用規定に盛り込んでいくべきと考えますが、いかがでしょうか。伊東公取担当大臣に伺います。

長らく続いた、安く、早く、多くに価値を置いた経済構造の中で、取引の場には暗黙の了解ある

いは慣習という名の圧力が根強く残っており、発注側の意識が変わらない限り、どれだけ法律を整備しても効果は限定的です。政府として、こうした企業文化や取引慣行を変えるための具体的な啓発をどのように講じていくのか、武藤大臣のお考えを伺います。

今般の改正に先んじて、各分野の専門家が取引環境の在り方を検討することを目的とした企業取引委員会が立ち上げられています。その報告書を総括するまとめの章を読み、私は驚きました。まとめの文章は、このように始まります。「弱い者達が夕暮れさらに弱い者をたたく その音が響きわたれば ブルースは加速していく 見えない自由がほしくて 見えない銃を撃ちまくる 本当の声を聞かせておくれよ。」よもや、行政文書でブルーハーツを目にするとは思いませんでした。が、それほどまでに、現場の生の声が集積された企業取引研究会において、今般の改正をもって何としても経済構造を変えねばならないという強い思いがあふれたゆえと理解できる、読み応えのある報告書でした。

ここで言うところの弱い者とは、下請業者を指しているわけではありません。本筋での努力、すなわち、商品やサービスの価値向上を追求し、顧客に対してそれに見合った対価を訴求するということから逃げ、立場を利用して労働者の価値を評価することもなく買いたたく者、それが弱い者だと定義し、このような弱い者たちが連鎖してでき上がるサプライチェーンが果たして強い経済を生むのだろうかと記されています。

真に強い経済を生み出す礎となるのは、取引最上位企業からサプライチェーンの広い裾野を支える一つ一つの企業が、優れた商品やサービスを創造し、競争力を高め、成果を分かち合う経済構造です。安い労働力を大量に投入することで経済成

長を支えた時代から、労働者一人一人の生産性を高め、やりがいと誇りを持って働ける社会へのシフトが求められています。

各企業が力をつけるためには、元請に近い立場の企業から自主行動計画遵守の徹底を呼びかけることも有意であると考えます。取引最上位企業から業界団体へ取引適正化を働きかければ、ティア4、ティア5への波及も期待できることから、政府として強く要望していくべきと考えますが、いかがでしょうか。武藤大臣に伺います。

荷主と運送事業者への下請法適用は期待されていたことですが、これをもってトラックドライバーの長時間荷待ちや無償荷役といった過酷な実態が解消されるのか、疑問です。御承知のとおり、物流業界の現場は、有効求人倍率が全職業の二倍近い状況であり、慢性的な人材不足が深刻な課題になっています。二〇二四年問題の影響も大きい中、改正物流関連二法の着実な執行も併せた具体的な改善策と、運送事業者の声を反映する仕組みをどうつくるのか、武藤経産大臣にお聞きします。

また、国民民主党は、運送業に係る標準的な運賃を確保した荷主への税優遇を行うことを政策として提案しています。そこへの見解も伺います。

今回の改正には、下請という呼称の変更も含まれます。下請という言葉に限らず、万引き、いじめ、痴漢、パパ活、派遣切りなど、呼称によって問題の本質が見えにくくなったり、ネガティブなイメージが過剰に付与されたりする言葉はほかにもあり、呼称変更は評価できるものです。ただ、名称を変更した後も、省庁や国会の中で特定受注事業者取引適正化法、いわゆる下請法などと呼んでは元も子もありませんので、どうか、変更後の呼称を徹底し、広く意識を変える一助としていただきますようお願いいたします。

私たちは今、問われています。これまでの常識に依存し、誰かの犠牲の上に経済を成り立たせる道を選び続けるのか。それとも、知恵と工夫と努力に対して正当な報酬が支払われる経済社会を築いていくのか。この法改正を契機として、企業と労働者が互いに研さんし合える新しい経済モデルをつくっていくべきだと国民民主党は考えます。下請法は、その当たり前の経済の土台をつくる法律です。

私は、政府が今般の法改正を単なる制度変更として終わらせるつもりはないと信じています。施行して終わりではなく、生きた法律として運用していく覚悟を最後に伊東公取担当大臣にお伺いし、働く人のその努力が真つ当に報われる社会の実現のために国民民主党として最大限尽力していく旨お誓い申し上げ、私からの質問といたします。

トランプ関税で先が見通せず、国内産業が困難に直面している今こそ、国内は、対決よりも解決の姿勢でこの困難を乗り越えてまいりましょう。御清聴どうもありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣武藤経産大臣〕 岡野純子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

関税措置を契機とした下請事業者へのしわ寄せや、グローバルな観点での本法案の意義についてお尋ねがありました。

適切な価格転嫁、取引適正化が着実に継続されることは、日本国内のサプライチェーンの強靱化のみならず、日本企業のグローバル競争力の強化の観点からも極めて重要であり、本法案の意義もまさにこの点にあります。

関税措置により、日本国内の中小・小規模事業者に対ししわ寄せが来るのではないよう、千七百の業界団体、経済団体に要請文を发出したところ

です。また、受注者への一方的な負担のしわ寄せは、不公正な取引として、引き続き、下請法、下請振興法により、厳正に対処してまいります。

また、今回の下請法等の改正案は、発注者による一方的な価格決定といった課題に対処するもの。我が国産業のサプライチェーンを支える中小企業への適切な価格転嫁を後押しし、我が国企業の競争力の強化にもつながるものと考えているところです。

次に、足下の景気対策についてお尋ねがありました。

米国の関税措置については、石破総理から既に、その内容を精査するとともに、我が国への影響を十分に分析すること、そして、引き続き米国に対して措置の見直しを強く求めていくこと、同時に、国内産業、雇用への影響を勘案し、資金繰り対策など必要な対策に万全を期していくこととの指示が関係閣僚に出されており、政府を挙げて対応しています。

そして、経済産業省としては、プッシュ型で現場に向き、関税措置の影響の把握を行っているところです。影響を把握した上で、その実態に即した対応を検討してまいります。

また、物価上昇に負けない賃上げを実現をし、これを投資と消費へとつなげていくため、令和六年度補正予算や令和七年度予算に盛り込んだ投資促進策や生産性向上策などを着実に実行し、確実に効果を発揮するよう取り組んでまいります。

物価高に対応するため、重点支援地方交付金や燃料油価格激変緩和事業などを講じていますが、引き続き、物価動向などを注視しつつ適切に対応してまいります。加えて、物流効率化に資する取組への支援なども実施していきます。

引き続き、あらゆる政策を通じて、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものにしてまいります。

令和七年四月十一日 衆議院会議録第十九号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する岡野純子君の質疑

次に、価格転嫁についてお尋ねがありました。議員御指摘のとおり、中小企業庁の調査では、直近の価格転嫁率は四九・七％といまだ半分程度であり、更なる価格転嫁の促進が不可欠です。

経済産業省としては、今回の下請法の改正で、協議に応じない一方的な価格決定の禁止などを行うとともに、年二回の価格交渉促進月間に基づく社名公表や大臣名での指導助言などの価格転嫁対策を粘り強く継続してまいります。

また、御指摘の下請かけこみ寺に加え、全国に四十七ある、よろず支援拠点に価格転嫁に関する相談窓口を設置するとともに、交渉のポイントやチェックリストをまとめたリーフレットの作成や更なる周知など、価格交渉、転嫁のサポート体制も整備しております。

引き続き、発注者、受注者双方に対してきめ細やかな施策を講じ、一層の取引適正化を進めてまいります。

合理的な転嫁の義務づけについてお尋ねがありました。価格転嫁の義務づけといった価格そのものに対する規制は、生産性や質を高めて自ら価格を決めようとする意欲をそぐことになることから、慎重に検討すべきと考えているところです。

今回の下請法改正においては、コストの変動等が生じた場合において、一方的に価格を設定して受注者の利益を不当に害することを禁止することとしております。これにより、企業間の積極的な交渉に基づく合理的な価格決定を促してまいります。

また、官公需の価格転嫁については、国や地方公共団体自身が率先して取り組むべき重要な課題です。国などが発注者として少なくとも年一回以上の価格協議を行うように努めること等を盛り込んだ令和七年度の基本方針を早期に閣議決定し、

国や自治体等へ周知徹底してまいります。

次に、取引調査体制についてお尋ねがありました。経済産業省では、取引実態の把握のため、三百三十名体制の下請Gメンによる年間約一万件を超えるヒアリングを行っています。

また、下請Gメンに加えて、全国各地で小規模事業者も含めて取引実態を把握すべく、四十七都道府県に設置された下請かけこみ寺の調査員も活用した情報収集体制も強化してまいります。

加えて、今回の下請法改正では、事業所管省庁との連携強化を図ります。具体的には、例えば、国交省のトラック・物流Gメンが、実態調査の場面で下請法の観点からも指導を行ったり、現場で得られた取引情報を中小企業庁や公正取引委員会に共有をし、更に詳細な調査につなげるなど、各省庁が保有する取引情報を効果的に下請法の執行ができるように活用してまいります。

続きまして、企業文化や取引慣行を変えるための啓発についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、下請法の改正、厳正な執行に加え、発注側の、安く調達するべきだ等の意識や、それに基づく取引慣行も含め、改善に取り組むことが極めて重要です。

こうした観点から、定期的に価格交渉を行うといった取引慣行の定着を目指した価格交渉促進月間、業界自らの取引適正化自主行動計画の改定、徹底などの取組を今後も粘り強く進めてまいります。

さらに、長年しみついた価格転嫁を阻害する商慣行を一掃するため、関係業界団体に、私自身も含めてハイレベルで要請しているところです。意識や取引慣行の改善に向けて、粘り強く取り組んでまいります。

次に、取引最上位企業からの取引適正化の働き

かけについてお尋ねがありました。サプライチェーンの取引段階が深くなるほど価格転嫁の割合が低くなる傾向があり、そうした深い段階まで価格転嫁を浸透させることが重要な課題です。

そのため、サプライチェーンの頂点となる企業や業界団体に対して、直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるよう価格決定と、その旨をサプライチェーン全体へ情報発信してもらえよう、ハイレベルでの要請を進めております。先日、電機・電子業界、産業機械業界、そして自動車業界のトップに対して、私から直接、取引適正化についての要請を行ったところです。

今後は、こうした取組の実施状況についてしっかりフォローアップをし、サプライチェーンの頂点企業から隅々の企業までの取引適正化を進めてまいります。

最後になりますが、物流業界の人手不足対策、運送事業者の声を反映する仕組みづくり、荷主への税優遇についてお尋ねがありました。

経済産業省は、多くの荷主を所管する立場であり、議員御指摘の改正物流関連二法について、今後も周知等を精力的に行うなど着実な執行を進め、物流の効率化を進めてまいります。

また、今回の下請法改正では、発荷主と運送事業者間の運送委託を新たに規制対象に加えることとしております。これにより、荷主から運送事業者への代金減額等を厳正に規制してまいります。さらに、国土交通省のトラック・物流Gメンが把握した運送事業者からの訴える声も、下請法の執行に活用してまいります。

標準的運賃については、国土交通省と連携しながら、関係業界に対して周知を行い、協力を要請しているところです。議員御提案の税制優遇措置については、現状では必要と考えておりません

れども、様々な支援策を講ずることで、物流の効率化と物流における取引環境の改善に向けた取組を後押ししてまいります。

以上です。(拍手)

(国務大臣伊東良孝君登壇)

○国務大臣(伊東良孝君) 岡野純子議員にお答えをいたします。

一点目といたしまして、本改正法案の施行作業への意欲についてお尋ねがありました。

改正法案によりまして、取引上の立場の弱い中小の受注者が価格交渉をしやすくなり、価格転嫁が促進されることから、速やかな施行を求める御意見があることは十分承知をいたしております。

一方で、改正法案は、政令、規則、運用基準といった下位の法令などを整備して、その内容について、一定の期間をかけて、しっかりと周知、広報していく必要もあるわけでありです。

改正法案が可決、成立した場合には、速やかにこのような施行準備の作業を進めていきたいと考えております。

二点目に、資本金の基準についてお尋ねがありました。

現行の下請法では、独占禁止法の優越的地位の濫用規制を補完して、簡易迅速に取引適正化を図るために、資本金基準を設け、対象となる受注者と発注者の取引を定めています。

この具体的な資本金の額につきましては、中小企業基本法の中小企業者の定義などを参考に、優越的地位にあるとみなせる者を外形的に定めるべく設定をしています。

一方、資本金基準に該当しない取引においても、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなる場合には、優越的地位

の濫用として独占禁止法上問題となり、個別事案ごとの判断とはなりますが、下請法で保護されない事業者も保護されることとなります。

三点目ですが、競争当局としての毅然とした対応についてお尋ねがありました。

公正取引委員会は、下請法に違反する行為として、迅速かつ効果的に対処しております。下請事業者に与える不利益が大きい事案については積極的に勧告、公表しております。

また、発注者が下請法に基づく勧告に従わなかった場合には、独占禁止法に基づき、より厳格な措置である排除措置命令や課徴金納付命令を講ずることが可能であります。

公正取引委員会においては、今回の法改正も最大限に生かすつ、引き続き、中小企業に不当に不利益を与える行為に対し、厳正に対処していくこととしております。

四点目ですが、競争当局による是正措置と私的自治の原則との均衡についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、私的自治の原則、とりわけ事業者間取引における契約自由の原則の観点から、こうした規制による行政の介入は最小限にとどめる必要があります。

そのため、現行の下請法は、独占禁止法の優越的地位の濫用規制を補完する法律という位置づけの下、明確に定められた禁止行為に対して、罰則や行政処分ではなく、違反行為によって生じた不利益の原状回復などを勧告し、公表するという行政指導で対処することとしております。

このように、必要な規制を行いつつ、取引適正化と私的自治の原則の両面のバランスを取っているところであります。

五点目、下請法逃れへの対策についてお尋ねがありました。

現行の下請法では、規制の対象となる大規模な事業者が小規模な子会社を形式的に経由して発注することで規制を免れるような脱法行為をさせないための規定を設けております。

これに加えて、改正法案では、資本金の減資などによる下請法逃れへの対応として、従業員基準を導入することとしたしております。

このような規定を適切に運用することで、御指摘の下請法逃れに対応できるようになります。

また、御指摘のケースにおきまして、発注者に優越的地位の濫用行為が認められた場合には、公正取引委員会において、独占禁止法に基づき厳正に対応していくこととしていただいております。

六点目、最後であります。この改正法案を運用していく上での覚悟についてお尋ねがございました。

取引上の立場の弱い事業者が物価上昇に負けない賃上げの原資を確保できるようにするために、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる取引環境の整備が重要であります。今回の改正法案が成立すれば、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化につながると考えております。

また一方、デフレ型の商慣習から脱却するためには、自社の商品やサービスの価格を据え置き、その原資を取引先に求めるといった旧来の社会的規範を変えていく必要があります。

これを実現するため、公正取引委員会において、この法律や優越的地位の濫用規制などを引き続き厳正に執行していくことに加え、担当大臣としても、労務費転嫁指針の普及啓発などについて、しっかりと取り組んでまいります。

以上であります。(拍手)

○副議長(玄葉光一郎君) 福重隆浩君。

(福重隆浩君登壇)

○福重隆浩君 公明党の福重隆浩です。

私は、会派を代表して、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

まず、下請法改正の質問に先立ちまして、米国のトランプ大統領が日本を含む貿易相手国に対して表明した相互関税措置に対する日本政府の対応について、私からも重ねて質問をさせていただきます。

四日に石破総理は与野党党首会談を開き、米国の相互関税発表を受け、関係関係による会議体を設置する方針を示されました。我が党の斎藤代表は、米国の関税措置により、米国内で景気後退とインフレが同時に起きるスタグフレーションが起きるリスクを指摘し、日本、諸外国も大きなインパクトを受ける、金融市場の動向に目配りし、経済後退を招かないよう最大努力を訴え、大胆な内需拡大を求めました。

九日にトランプ大統領は、相互関税について報復措置を取らない国などに対して、九十日間、この措置を停止すると発表しました。これを受け、十日、林官房長官は、この停止措置について、様々なルートで見直しを申し入れてきたので、今回の措置は非常に前向きに受け止めていると記者団に語りました。

しかし、トランプ大統領の思惑でいかなる事態になるか、予測が難しいと思いますが、一刻一刻変化する状況に緊張感を持って対応していかねばなりません。

いずれにしても、今回の関税措置から、我が国の産業、特に中小・小規模事業者を守り抜き、雇用の確保を断じて継続していくことが重要であります。経済の好循環に向けて緒につきつつある現

在、腰を折るようなことは絶対に回避しなければならず、政府はあらゆる施策を総動員していくべきであります。

政府の強い決意と万全の対策について、武藤経済産業大臣にお伺いをいたします。

次に、下請法改正について、順次質問をさせていただきます。

今回の下請法改正は、約二十年ぶりの抜本改正であり、昨今の労務費、原材料費、エネルギーコストの急激な上昇に対応し、発注者、受注者間の対等な関係に基づく構造的な価格転嫁の実現を図っていくことを目的としています。改正の主なポイントには、協議を適切に行わない代金決定の禁止や交渉の義務化ですが、最も重要なのは、雇用の約七割を支えておられる中小・小規模事業者の賃上げにつなげていくことだと思っております。

中小・小規模事業者の中には、従業員の確保、生活の維持のために、防衛的な賃上げを余儀なくされている事業者も少なくありません。

公明党は、かねてより、中小・小規模事業者が賃上げしやすい環境に一貫して取り組み、長年変わらない商慣習などに苦しむ事業者の皆様の声に徹して耳を傾け、全国約三千名の地方議員と国会議員のネットワークを駆使し、その切実な声を国政に届けてまいりました。今回の改正案には、これまで私たちが現場の声を踏まえ強く主張してきた内容が数多く盛り込まれており、引き続き、政府と緊密に連携し、中小・小規模事業者の賃上げに向けて取組と支援を一層強力に推進してまいります。

物価高に負けない賃上げが求められる中、改めて、今回の下請法改正案の提出に至った意義、目的、そしてその効果について、伊東担当大臣の答弁を求めます。

次に、サプライチェーンについてお伺いをいたします。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する福重隆浩君の質疑

令和七年四月十一日 衆議院會議録第十九号

私の地元、群馬県は、大手の自動車製造工場を始め部品メーカーなど、多くの中小企業が地元経済を支え、雇用を創出してきております。

中小企業庁の資料によりますと、四次請以上の階層において、全額価格転嫁できた企業の割合は僅か一割程度であり、全く価格転嫁ができなかった又は減額された企業は四割近くになっております。下請構造の末端に位置する事業者ほど、価格転嫁の割合が低い実態が浮かび上がっております。

全国中小企業団体中央会の佐藤哲哉専務理事は、消費者向けの産業や多重委託構造のサプライチェーンでは取引上の価格転嫁がなかなか進まず、特に中小企業間で滞っていると話されております。

今回の法改正を機会に、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁が浸透できるよう、様々な施策を講じていくべきだと思いますが、武藤経済産業大臣の答弁を求めます。

次に、トラック業界における価格転嫁についてお伺いをいたします。

中小企業庁の資料では、昨年十一月に公表された価格交渉促進月間フォローアップ調査結果において、主要三十業種全体の価格転嫁率は四九・七％ですが、最も低い業種はトラック運送業で二九・五％、その差は二〇％を超えております。トラック業界は多重下請の構造がありますが、一般的に、一次、二次と取引階層が深くなるほど価格転嫁が進んでいないと指摘されており、サプライチェーン全体の価格転嫁を強力に進めていかなければなりません。

これまで、人件費や燃料油の上昇分を取引価格に反映することを荷主が拒む例や、荷待ち時間の料金の支払いに応じない例が問題となってきました。今回の下請法改正法案では、荷主から運送事

業者への委託契約に対しても、新たに下請法の対象に加えることが提案され、取引適正化の面では一歩前進だと思いますが、こうした運送業をめぐる厳しい現状への認識をお尋ねするとともに、トラック業界において実効性のある政策をどのように講じていくのか、中野国土交通大臣に答弁を求めます。

次に、パートナースhip構築宣言についてお伺いをいたします。

第六回未来を拓くパートナースhip構築推進会議で示された資料で、多くの取引先を抱える大企業の宣言は、過去五年間で増加しているものの、その比率は大企業全体の二二％にとどまっているとのことあります。また、発注者へ宣言に基づく交渉を求めたが取引相手が知らなかったや、そろそろ昔の条件に戻したいとまで言われたなどの事例が報告されております。一部ではあります

が、パートナースhip構築宣言に対して、経営層は認識しているものの、現場の購買担当者まで宣言が周知されていない状況もあり、絵に描いた餅のように形骸化しているのではないかとこの疑念がござります。

さきに述べました、宣言が大企業全体の二二％程度にとどまっている、この数値に対する政府の認識と、更なる宣言の拡大及び現場までの周知、実効性向上に対する取組について、武藤経済産業大臣に答弁を求めます。

今回の下請法改正は、サプライチェーン全体の適切な価格転嫁を定着させる重要な意味がありますが、あくまで手段の一つであり、中小・小規模事業者の賃上げが大きな目的であります。

公明党は、政府とともに、中小・小規模事業者の生産性向上、国民の皆様の賃上げ、所得の向上に全力で取り組んでいくことを改めてお誓い申し上げます、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣武藤容治君登壇)

○国務大臣武藤容治君 福重隆浩議員の御質問にお答えをさせていただきます。

米国防税措置への対応についてお尋ねがありまして、

日本が一連の米国防政府による関税措置の対象とされたことは極めて遺憾であります。引き続き、様々なレベルで措置の見直しを強く求めてまいります。

今般の関税措置は、国内産業にも広範囲に及ぶ影響が出る可能性があります。このため、経済産業省に米国防税対策本部を立ち上げ、国内産業への影響の精査と、国内の産業や雇用を守るための必要な対応の検討に着手してまいります。

まずは、短期の支援策として、特別相談窓口の設置、資金繰りや資金調達への支援、そして中堅・中小企業の事業強化のための支援を着実に実施することで、事業者の不安にきめ細かく対応してまいります。

また、米国防税措置等が取引適正化の取組に影響を与えないよう、産業機械業界と自動車業界のトップに対して、私から直接、取引適正化についての要請を行いました。約千七百の事業者団体に対し、各事業所管大臣からも要請を行っております。

さらに、副大臣、政務官や当省職員を現場に派遣し、現場の声を受け止めながら、国内産業への影響を速やかに把握してまいります。それらの状況も踏まえ、追加の対応の検討を行います。

政府一丸となって、今回の関税措置から国内産業や雇用を守り抜いてまいります。

次に、サプライチェーンの隅々までの価格転嫁についてお尋ねがありました。議員御指摘のとおり、多段階から成るサプライ

チェーンの取引構造では、深い取引段階ほど転嫁割合が低くなる傾向があり、この問題への対策は大変重要です。

今回の下請振興法の改正においても、複数の取引段階にある事業者が協力した取組への支援を盛り込んでおり、サプライチェーン全体での連携を促してまいります。

また、深い層にある小規模事業者も含めて取引実態を把握し、取引適正化を徹底すべく、下請Gメンに加えて、四十七都道府県の下請かけこみ寺の調査員も含めて、情報収集体制の強化を行います。

あわせて、現在、関係業界に対してハイレベルで取引適正化を要請しており、先日、私からも、自動車業界、産業機械業界に対して、業界挙げての取引の適正化を要請いたしました。こうした取組を進め、サプライチェーン全体での価格転嫁を一層推進してまいります。

最後になりますが、パートナースhip構築宣言の拡大、現場の周知、実効性向上についてお尋ねがありました。

この一年で宣言を行った企業は約二万社増加し、現在、全体で六万三千社を超えています。しかし、大企業においては、大企業全体の約二割に当たる約三千社にとどまっており、一層の宣言拡大が望まれます。

このため、特に、大企業の宣言拡大、宣言遵守の意識向上、宣言の実効性向上を図るべく、業界団体の役員企業に対する宣言の働きかけ、宣言企業を優遇するような補助金等の拡充に向けた関係省庁への働きかけ、そして、宣誓内容の遵守に関する宣言企業の説明責任の強化及び業所管省庁による宣言企業に対するチェックの強化などの取組を進めてまいります。また、自社が宣言を行っていることを知らない

従業員もいると聞いております。下請振興法の改正に伴い宣言のひな形を改正することに伴い、その周知に併せ、宣言企業には、現場の従業員にまでしっかりと周知するよう要請してまいります。以上です。(拍手)

(国務大臣伊東良孝君登壇)

○国務大臣(伊東良孝君) 福重隆浩議員からの御質問であります。お答えをいたします。改正法案の意義あるいは目的及び効果についてのお尋ねであります。

取引上の立場の弱い事業者が物価上昇に負けない賃上げの原資を確保できるようにするためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる取引環境を整備することが重要であります。

このため、改正法案は、発注者による一方的な価格決定といった課題に対処できるようにすることで、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図ることを目的としております。

このような改正により、取引上の立場の弱い中小の受注者が価格交渉をしやすくなり、賃上げをするための原資の確保につながることを期待をいたしているところであります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣中野洋昌君登壇)

○国務大臣(中野洋昌君) 福重隆浩議員から、トラック運送業における価格転嫁についてお尋ねがありました。

トラック運送業は、中小企業が大半を占めており、荷主等に対する交渉力が弱く、コストに見合った運賃の收受が容易ではないことから、運送事業者の経営環境は依然として厳しい状況にあります。このため、運送事業者が人件費や燃油価格等の輸送コストの上昇分を転嫁した適正運賃を收受できる環境整備が重要であります。

今般の下請法改正法案におきましては、荷主か

らの運送の発注行為も下請法の対象とした上で、協議に応じず一方的に価格を決めることの禁止、国土交通大臣等の関係大臣に対する指導助言権限の付与等の規定が盛り込まれています。また、トラック・物流Gメンへの情報提供者も、報復措置の禁止により保護されることとなります。国土交通省としても、こうした規定を十分に活用し、取引環境の適正化を進めてまいります。

加えて、今月より施行となった改正物流法に基づく規制も活用して、荷主等に対する一層の価格転嫁と取引適正化を推進してまいります。

引き続き、関係省庁、産業界とも連携をし、運送事業者の適正運賃収受到全力を尽くしてまいります。(拍手)

○副議長(安葉光一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(安葉光一郎君) 本日は、これにて散会いたします。午後二時五十七分散会

出席国務大臣

総務大臣	村上誠一郎君
農林水産大臣	江藤 拓君
経済産業大臣	武藤 容治君
国土交通大臣	中野 洋昌君
国務大臣	伊東 良孝君
出席副大臣	内閣府副大臣 鳩山 二郎君
出席政府特別補佐人	公正取引委員会 委員長 古谷 一之君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任	小森 卓郎君	補欠	島田 智明君
	高市 早苗君		小林 茂樹君
	守島 正君		阿部 弘樹君
	山川 仁君		高井 崇志君
	高井 崇志君		山川 仁君
	小林 茂樹君		高市 早苗君
	島田 智明君		小森 卓郎君
	阿部 弘樹君		守島 正君
農林水産委員			
辞任	田野瀬 大道君	補欠	石橋林 太郎君
	森下 千里君		東 国幹君
	村岡 敏英君		森ようすけ君
	東 国幹君		島田 智明君
	石橋林 太郎君		田野瀬 大道君
	島田 智明君		森下 千里君
	森ようすけ君		村岡 敏英君

安全保障委員			
辞任	江渡 聡徳君	補欠	工藤 彰三君
	草間 剛君		中西 健治君
	鈴木 英敬君		松本 尚君
	中曾根 康隆君		深澤 陽一君
	向山 淳君		土田 慎君
	五十嵐 えり君		鈴木 岳幸君
	池畑 浩太郎君		萩原 佳君
	工藤 彰三君		田畑 裕明君
	深澤 陽一君		島田 智明君
	島田 智明君		吉田 真次君
	田畑 裕明君		江渡 聡徳君
	土田 慎君		向山 淳君

中西 健治君	草間 剛君
松本 尚君	鈴木 英敬君
吉田 真次君	中曾根 康隆君
鈴木 岳幸君	五十嵐 えり君
萩原 佳君	池畑 浩太郎君

菅 義偉君	加藤 鮎子君
田所 嘉徳君	福田 かつお君
森山 裕君	尾崎 正直君
前原 誠司君	中司 宏君
大石 あきこ君	高井 崇志君
島田 洋一君	竹上 裕子君
尾崎 正直君	森山 裕君
加藤 鮎子君	菅 義偉君
福田 かつお君	田所 嘉徳君
中司 宏君	前原 誠司君
竹上 裕子君	島田 洋一君

上田 英俊君	中野 英幸君
中野 英幸君	上田 英俊君

栗原 涉君	国定 勇人君
鈴木 英敬君	吉田 真次君
根本 拓君	島田 智明君
長谷川 淳二君	神田 潤一君
高松 智之君	小山 千帆君
神田 潤一君	東 国幹君
国定 勇人君	松本 尚君
東 国幹君	西野 太亮君
松本 尚君	広瀬 建君

令和七年四月十一日 衆議院会議録第十九号 議長報告 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案及び同報告書

高田 智明君 根本 拓君
西野 太亮君 長谷川淳二君
広瀬 建君 栗原 渉君
吉田 真次君 鈴木 英敬君
小山 千帆君 高松 智之君

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員

小池 正昭君 勝目 康君
田野瀬 太道君 佐々木 紀君
宮下 一郎君 松島みどり君
中谷 一馬君 松下 玲子君
福田 淳太君 阿部祐美子君
勝目 康君 小池 正昭君
佐々木 紀君 田野瀬 太道君
松島みどり君 宮下 一郎君
阿部祐美子君 福田 淳太君
松下 玲子君 中谷 一馬君

憲法審査会委員

一、昨日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

小林 鷹之君 深澤 陽一君
細野 豪志君 小林 茂樹君
平林 晃君 金城 泰邦君
小林 茂樹君 細野 豪志君
深澤 陽一君 小林 鷹之君
金城 泰邦君 平林 晃君

一、昨日、議員から提出した議案は次のとおりである。

若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名提出)

(議案付託)

一、昨日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号) 文部科学委員会 付託
船員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号) 国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、昨日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(調査要求承認)

一、国家基本政策委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
国家の基本政策に関する事項
二、調査の目的
国家の基本政策の適正を期するとともに、我が国の将来の指針を確立するため
三、調査の方法
内閣総理大臣と野党党首との討議等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
令和七年四月十日
国家基本政策委員長 泉 健太
衆議院議長 額賀福志郎殿

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
令和七年二月二十八日
内閣総理大臣 石破 茂

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案
森林経営管理法の一部改正
第一条 森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 災害等防止措置命令等(第四十二條・第四十三條)」を
第一章 経営管理
第一節 定義(第四節 地域経営
第二節 権利集積
第三章 経営管理支
第六章 災害等防止

集約化の推進
第十二條 集約化構想の作成等(第四十三條―第五十條) 配分一括計画の作成等(第五十一條―第五十六條) 援法人(第五十七條―第六十一條) 措置命令等(第六十二條―第六十三條)

一、第六條を「第八章」に、「第四十四條」に、「第六條」を「第八章」に、「第四十四條」に、「第六十六條」を「第六十四條―第六十六條」に、「第七章」を「第九章」に、「第四十七條―第五十一條」を「第六十七條―第七十一條」に、「第八章」を「第十章」に、「第五十二條―第五十三條」を「第七十二條―第七十三條」に改める。

第一条中、「経営管理集積計画を定め」を削る。
第二条第三項中「第五章」を「第七章」に改める。
第四条第三項中「実施されることにより経営管理が行われるよう」を「実施されるよう」に改め、同条第四項中「いう」の下に、「第四十三條第五項第一号及び第五十一條第五項第二号において同じ」を加え、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、数人の共有に属する集積計画対象森林について経営管理権(その存続期間が五十年を超えないものであって、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容が間伐(これに係る木材の販売を含む)及び保育のみであるものに限る。第十條及び第五十一條第五項第三号ただし書において「間伐等経営管理権」という。)を設定する場合における当該集積計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該集積計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の

一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

第五條の見出しを「意向調査」に改め、同条中「第四十八條第一項第一号において「経営管理意向調査」という。」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該集積計画対象森林について、既に第四十五條第二項の規定による調査を行っている場合は、当該調査の実施をもつて、この条の規定による調査の実施に代えることができるものとする。

第十條中「全部」を「うちいずれかの者」に改め、「ごき」の下に「当該共有者不明森林について間伐等経営管理権を設定する場合において、当該共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者が当該経営管理権集積計画に同意しているときを除く。」を加える。

第十一條第六号及び第二十五條第三号中「六月」を「二月」に改める。

第四十條第一項中、「第十五條第二項」を「又は第十五條第二項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「第三十二條第二項」の下に「これらの規定を第五十三條において準用する場合を含む。」を加える。

第五十三條を第七十三條とする。

第五十二條中「第四十二條第一項」を「第六十二條第一項」に改め、同条を第七十二條とする。

第八章を第十章とする。

第七章中第五十一條を第七十一條とし、第五十條を第七十條とし、第四十九條を第六十九條とする。

第四十八條第一項第一号中「経営管理意向調査」を「第五條又は第四十五條第二項の規定によ

る調査の実施」に改め、同項に次の二号を加える。

五 集約化構想の作成に関する事務
六 権利集積配分一括計画の作成に関する事務

第四十八條を第六十八條とする。

第四十七條中「第二十五條」の下に「これらの規定を第五十三條において準用する場合を含む。」を加え、同条を第六十七條とする。

第七章を第九章とする。

第六章中第四十六條を第六十六條とし、第四十五條を第六十五條とし、第四十四條を第六十四條とする。

第六章を第八章とする。

第四十三條第四項を削り、第五章中同条を第六十三條とし、第四十二條を第六十二條とする。

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章 経営管理の集約化の推進

第一節 定義

第四十二條 この章において「経営管理の集約化」とは、一体経営管理森林(自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、一体として経営管理を行うことが適当と認められる森林をいう。次条第一項及び第二項第一号並びに第四十五條第一項において同じ。)の区域において、必要な作業路網の整備その他の措置を講じつつ、当該区域内の森林ごとに必要な経営管理実施権の設定その他の措置を講ずることにより、一体的かつ効率的な経営管理の実施を実現することをいう。

2 この章において「適合事業者」とは、第四十四條第二項の規定により、経営管理を効率的

かつ安定的に行う能力を有し、かつ、経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると都道府県が認めて公表している民間事業者をいう。

第二節 地域経営管理集約化構想の作成

(地域経営管理集約化構想の作成)

第四十三條 市町村は、単独で又は他の市町村若しくは都道府県(当該市町村又は当該他の市町村の区域をその区域に含む都道府県に限る。第三項において同じ。)と共同して、政令で定めるところにより、第四十五條第一項の協議の結果を踏まえ、一以上の一体経営管理森林が存する地域ごとに、当該地域における経営管理の集約化に関する構想(以下「集約化構想」という。)を定めることができる。

2 集約化構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 一体経営管理森林の区域

二 前号に掲げる区域における経営管理の方針

三 前号に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標

四 前号に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置に関する方針

3 市町村(当該市町村が他の市町村又は都道府県と共同して集約化構想を定める場合にあっては、当該市町村及び当該他の市町村又は当該都道府県。以下「市町村等」という。)は、集約化構想において、前項第三号に掲げる目標として次に掲げる事項を定めるとともに、これらの事項を記載した地図を作成するものとする。

一 前項第一号に掲げる区域において経営管

理が円滑に行われるよう経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林

二 適合事業者(次条第一項の規定による公募において、集約化構想が定められる場合に前項第一号に掲げる区域を含む同条第一項に規定する公募区域において経営管理を行うことを希望した適合事業者に限る。第七項及び第四十五條第一項において同じ。)の中から選定された前号に掲げる森林において経営管理を行うべき適合事業者

4 集約化構想においては、第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号に掲げる区域における経営管理の集約化に関する次に掲げる事項を定めることができる。

一 林道の開設及び改良に関する事項

二 前項第二号に掲げる適合事業者が同項第一号に掲げる森林の森林所有者等(森林法第十條の七に規定する森林所有者等)をいう。第四十九條において同じ。)となつた場合における実施協定(同法第十條の十一第一項に規定する実施協定であつて、同項に規定する森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものをいう。第四十九條において同じ。)又は施設協定(同法第十條の十一の九第一項に規定する施設協定をいう。第四十九條において同じ。)の締結に関する事項

5 集約化構想は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 集約化構想を定める市町村が森林法第十條の五第一項の規定によりたてた市町村森林整備計画(第四十五條第一項において単に「市町村森林整備計画」という。)、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県の治

令和七年四月十一日 衆議院會議録第十九号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案及び同報告書

山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものであること。

二 経営管理の集約化を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

6 集約化構想を定めた市町村等は、情勢の推移により必要が生じたときは、当該集約化構想を変更するものとする。

7 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合には、あらかじめ、適合事業者及び第四十五条第一項の地域の関係者の意見を聴くものとする。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

8 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合(前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をする場合を除く。)には、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該集約化構想の案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該集約化構想の案について、当該市町村等に意見書を提出することができる。

9 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(民間事業者の公募及び公表)
第四十四条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、定期的に、都道府県が定める区域(第五十条第一項において「公募区域」という。)ごとに、集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において定められる前条

第二項第一号に掲げる区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者を公募するものとする。

2 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による公募に応募した民間事業者のうち次に掲げる要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

二 経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること。

(協議の場の設置等)

第四十五条 市町村等は、集約化構想を定める場合には、市町村森林整備計画を勘案して一以上の一体経営管理森林が存すると見込まれる地域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該地域における一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項について、適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関連事業者(木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材を利用する事業を行う者をいう。)その他の当該地域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめるものとする。

2 集約化構想を定める市町村は、前項の協議を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、同項の地域(当該市町村の区域内のものに限る。)内の森林の森林所有者(第六条第一項の規定による申出に係るものを除く。)に対し、当該森林についての経営管理の意向に関する調査を行うものとする。ただ

し、当該森林について、既に第五条の規定による調査を行っている場合は、当該調査の実施をもって、この項の規定による調査の実施に代えることができるものとする。

3 市町村等は、第一項の協議を行う場合には、同項の地域の関係者の理解と協力を得るため、当該地域内の森林に関する地図を活用し、当該森林の森林所有者の当該森林についての経営管理の意向、当該森林に係る森林資源の状況その他の経営管理の集約化に資する情報を提供することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係権利者に関する情報の提供)

第四十六条 市町村等は、集約化構想を定めた場合には、農林水産省令で定めるところにより、構想森林(第四十三条第三項の規定により当該集約化構想において定められた同項第一号に掲げる森林をいう。以下同じ。)ごとに、構想適合事業者(同項の規定により当該集約化構想において定められた同項第二号に掲げる適合事業者をいう。以下同じ。)の求めに応じ、当該集約化構想の実現のために必要な限度において、当該構想適合事業者に対し、当該構想森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下この条において「関係権利者」という。)の氏名その他の関係権利者に関する情報を提供することができる。

(不動産登記法の特例)

第四十七条 市町村等は、集約化構想を定めた場合において、一筆の土地(当該集約化構想において定められた第四十三条第二項第一号に掲げる区域内の森林の土地に限る。)及びこれに隣接する他の土地であつて、森林法第百

九十一条の四第一項に規定する林地台帳に同項第三号に掲げる事項として当該一筆の土地と当該他の土地との境界に関する測量が実施された旨が記載されており、かつ、当該境界が特定されていないものがあるときは、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第百三十一条第二項の規定にかかわらず、これらの土地の所有権登記名義人等(同法第百二十三条第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。)のうちいずれかの者の同意を得たときは、同法第百二十五条に規定する筆界特定登記官に対し、当該一筆の土地と当該他の土地との筆界(同法第百二十三条第一号に規定する筆界をいい、同法第十四条第一項の地図が作成されていないものに限る。)について、同法第百二十三条第二号に規定する筆界特定の申請をすることができる。

(林道の開設及び改良に係る地域森林計画の変更等の要請)

第四十八条 市町村(集約化構想を市町村と共同して定めた都道府県の区域内の市町村を除く。)は、集約化構想において第四十三条第四項第一号に掲げる事項を定めた場合には、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県の知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該集約化構想において定められた当該事項に関連して必要となる森林法第五条第一項の地域森林計画(以下この項及び次項において単に「地域森林計画」という。)をたて、又はこれを変更することの要請をすることができる。この場合においては、当該要請に係る地域森林計画の素案を添えなければならぬ。

2 前項の規定による要請を受けた都道府県知事は、遅滞なく、当該要請を踏まえた地域森

林計画(当該要請に係る地域森林計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる地域森林計画をいう。次項において同じ。)をたて、又はこれを変更する必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

3 第一項の規定による要請を受けた都道府県知事は、当該要請を踏まえた地域森林計画をたて、又はこれを変更する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした市町村に通知しなければならない。

(森林法の特例)

第四十九条 構想適合事業者が構想森林の森林所有者等となった場合において、集約化構想(第四十三条第四項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。)に従って当該構想適合事業者が締結する施業実施協定又は施業施設協定に関する森林法第十条の十一の三第一項(同法第十条の十一の九第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、第四十三条第九項の規定による公告があったことをもって、同法第十条の十一の三第一項の規定による公告及び縦覧があり、かつ、同項の縦覧期間が満了したものとみなす。

(適合事業者による集約化構想の作成の申出) 第五十条 適合事業者は、農林水産省令で定めるところにより、第四十四条第一項の規定による公募において集約化構想が定められる場合に経営管理を行うことを希望した公募区域内の森林の区域について、当該森林の所在地の市町村に対し、集約化構想を定めるべきことを申し出ることができる。

2 前項の規定による申出を受けた市町村は、

当該申出に係る森林の区域について集約化構想を定めなければならないときは、その旨及びその理由を、当該申出をした適合事業者に通知するよう努めるものとする。

第三節 権利集積配分一括計画の作成等

(権利集積配分一括計画の作成)

第五十一条 市町村は、集約化構想を定めた場合において、当該集約化構想の実現のため、当該集約化構想において定められた構想森林の全部又は一部について、当該市町村への当該構想森林の経営管理権の集積及び当該経営管理権に基づく構想適合事業者への経営管理実施権の設定を一括して行うことが必要かつ適当であると認めるときは、権利集積配分一括計画を定めるものとする。

2 権利集積配分一括計画においては、当該権利集積配分一括計画に従って行われる次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を定めるものとする。

- 一 市町村への経営管理権の集積 次に掲げる事項
イ 市町村が経営管理権の設定を受ける構想森林(以下「一括計画対象森林」という。)の所在、地番、地目及び面積
ロ 一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
ハ 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間
ニ 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
ホ 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手

方法及び方法

ヘ 一括計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件

ト ハに規定する存続期間の満了時及び第九条第二項又は第五十三条において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項若しくは第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

チ その他農林水産省令で定める事項

二 構想適合事業者への経営管理実施権の設定 次に掲げる事項

イ 経営管理実施権の設定を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所
ロ 構想適合事業者が経営管理実施権の設定を受ける一括計画対象森林の所在、地番、地目及び面積

ハ ロに規定する一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
二 構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間
ホ 構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

ヘ ロに規定する一括計画対象森林に係る前号ホに規定する金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

ト 市町村に支払われるべき金銭がある場合(子に規定する清算の場合を除く。)における当該金銭の額の算定方法及び当該金銭の支払の時期

チ 二に規定する存続期間の満了時及び第四十一条第二項の規定により同項に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

リ その他農林水産省令で定める事項

3 前項第一号ホに規定する算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければならない。

4 市町村は、集約化構想を定めた場合において、当該集約化構想の実現のため、第二項各号に定める事項のほか、当該集約化構想において定められた構想森林(一括計画対象森林を除く。以下この項において同じ。)の立木竹及び土地を対象として、構想適合事業者への所有権の移転の促進を行おうとするときは、権利集積配分一括計画に次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 所有権の移転を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所
二 構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地の所在、地番、地目及び面積
三 構想適合事業者に前号に規定する構想森林の立木竹及び土地について所有権の移転を行う者の氏名又は名称及び住所
四 構想適合事業者が移転を受ける所有権の移転の後における森林の立木竹及び土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法
五 その他農林水産省令で定める事項
5 権利集積配分一括計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。
一 権利集積配分一括計画の内容が集約化構想の実現に資するものであること。

二 森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画、都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものであること。

三 第二項第一号に定める事項について、一括計画対象森林ごとに、当該一括計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られていること。ただし、数人の共有に属する一括計画対象森林について間伐等経営管理権を設定する場合における当該一括計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該一括計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。

四 第二項第二号に定める事項について、一括計画対象森林ごとに、同号イに規定する構想適合事業者の同意が得られていること。

五 前項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
イ 前項第二号に規定する構想森林の立木竹及び土地ごとに、同項第一号に規定する構想適合事業者並びに当該構想森林の立木竹及び土地について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られていること。
ロ 前項第一号に規定する構想適合事業者が、所有権の移転が行われた後において、同項第二号に規定する構想森林の立木竹及び土地を同項第四号に規定する森

林の立木竹及び土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができることと認められること。
(権利集積配分一括計画の公告等)

第五十二条 市町村は、権利集積配分一括計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、その公告があつた権利集積配分一括計画のうち、前条第二項第一号に定める事項に係る部分にあつては前項の市町村が経営管理権集積計画を定めて第七条第一項の規定により公告したものと、前条第二項第二号に定める事項に係る部分にあつては前項の市町村が経営管理実施権配分計画を定めて第三十七条第一項の規定により公告したものとそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第三十五条第二項第六号中「第四条第二項第五号」とあるのは「第五十一条第二項第一号ホ」と、第四十条第二項第二号中「第三十六条第二項各号」とあるのは「第四十四条第二項各号」とする。

3 第一項の規定による公告(前条第四項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係るものに限る。第五十四条から第五十六条までにおいて同じ。)があつたときは、その公告があつた権利集積配分一括計画の定めるところにより所有権が移転する。
(権利集積配分一括計画の作成手続の特例)

第五十三条 第二章第二節の規定は、権利集積配分一括計画のうち第五十一条第二項第一号に定める事項に係る部分の場合において、当該部分に係る一括計画対象森林のうち、共有者不明森林、確知所有者不同意森林又は所有者不明森林があるときについて準用

する。この場合において、第二十一条第一項及び第三十条第一項中「第七条第一項」とあるのは、「第五十二条第一項」と読み替えるものとする。

(登記の特例)
第五十四条 第五十二条第一項の規定による公告があつた権利集積配分一括計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。
(森林法の特例)

第五十五条 第五十二条第一項の規定による公告があつたときは、森林法第十条の七の二第一項本文の規定による届出があつたものとみなす。
(勧告)

第五十六条 市町村の長は、第五十二条第一項の規定による公告があつた権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者が当該権利集積配分一括計画において定められた森林の立木竹及び土地の利用目的に従つて森林の立木竹及び土地を利用してはならないと認めるときは、当該構想適合事業者に対し、相当の期限を定めて、当該利用目的に従つて森林の立木竹及び土地を利用すべきことを勧告することができる。

第六章 経営管理支援法人
(経営管理支援法人の指定)
第五十七条 市町村の長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は経営管理の実施を支援する活動を行う法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、経営管理支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

2 市町村の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村の長に届けなければならない。

4 市町村の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。
(支援法人の業務)
第五十八条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 森林所有者、民間事業者その他経営管理を行うおとする者に対し、経営管理の実施に関する情報の提供又は相談その他の経営管理の実施のために必要な支援を行うこと。

二 経営管理の実施に関する調査研究を行うこと。

三 経営管理の実施に関する普及啓発を行うこと。

四 委託に基づき、現に経営管理が行われていない森林の森林所有者(第六十条第二項において単に「森林所有者」という。)の探索を行うこと。
五 前各号に掲げるもののほか、経営管理の実施を支援するために必要な事業又は事務を行うこと。
(監督等)
第五十九条 市町村の長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村の長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第五十七条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(情報提供等)

第六十条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村の長は、支援法人から第五十八条第四号に掲げる業務の遂行のため森林所有者を知る必要があるとして、森林所有者に関する情報(以下この項及び次項において「所有者関連情報」という。)の提供の求めがあつたときは、当該森林所有者の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市町村の長は、支援法人に対し所有者関連情報を提供するとき、あらかじめ、当該所有者関連情報を提供することについて本人(当該所有者関連情報によつて識別される特定の個人をいう。)の同意を得なければならぬ。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(支援法人による経営管理権集積計画等の作成の申出)
第六十一条 支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、当該支援法人を指定した市

町村に対し、当該市町村の区域内の森林について経営管理権集積計画を定め、又は当該区域内の森林の区域について集約化構想を定めるべきことを申し出ることができる。

(森林法の一部改正)

第二条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前条第二項第七号に掲げる事項のうち森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)

第四十八条第一項の規定による同項に規定する市町村からの要請に係る部分 農林水産大臣及び当該市町村の長に協議すること。

第十条の二第一項中「こえる」を「超える」に改め、同項ただし書中「二」を「いずれかに」に改め、同項各号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項第二号中「かん養」を「涵養」に改め、同条第四項中「条件を附する」を「擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことその他の条件を付する」に改める。

第十条の三「付した」を「付した」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかつたときは、その旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表することができる。

第十条の八第一項中「森林所有者等は」を「森林所有者等(市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除く。以下この条において同じ。)」に改める。

第十条の十一第一項中「この項」の下に「及び第十条の十一の九第一項」を加え、同条第三項第二号イ及びロ中「申請」を「認可の申請」に改める。

第十条の十一の四第一項中「全て」を「いずれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第十条の十一第一項の認可の申請に係る施設実施協定にあつては、森林経営管理法第四十三条第一項に規定する集約化構想が定められている場合において、当該集約化構想において定められた同条第二項第一号に掲げる区域が施設実施協定の対象とする森林の区域の全部又は一部を含むものであるときは、施設実施協定の内容が当該集約化構想の実現に資すると認められるものであること。

第十条の十一の八の次に次の一条を加える。

(施設実施協定)

第十条の十一の九 対象森林の森林所有者等及び当該対象森林の施設を実施するために必要な作業路網その他の施設(以下この条において「施設実施」という。)の施設所有者等(当該施設実施の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者をいう。)は、当該市町村の長の認可を受けて、当該対象森林について一定の区域を定め、その区域内の森林の施設を実施するために必要な施設実施の設置又は維持運営に関する協定(以下この条において「施設実施協定」という。)を締結することができる。

2 施設実施協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 施設実施協定の目的となる前項の森林の区域及びその面積並びに施設実施の位置
二 施設実施の設置又は維持運営に関する事項

三 施設実施協定の有効期間

四 施設実施協定に違反した場合の措置

3 第十条の十一(第四項及び第五項に限る。)

から前条までの規定は、施設実施協定並びに当該施設実施協定の対象となる森林及び施設実施について準用する。この場合において、第十条の十一第四項中「森林の土地の所有者」とあるのは「施設実施協定の対象となる施設実施の施設所有者等(第十条の十一の九第一項に規定する施設所有者等をいう。以下同じ。)」と、第十条の十一の三第一項及び第十条の十一の四第一項中「第十条の十一第一項又は第二項」とあるのは「第十条の十一の九第一項」と、同項第二号中「森林」とあるのは「森林及び施設実施協定の対象とする施設実施」と、同項第四号中「第十条の十一第一項の認可の申請に係る施設実施協定にあつては、森林経営管理法」とあるのは「森林経営管理法」と、同条第二項中「明示」とあるのは「明示し、かつ、施設実施協定の対象とする施設施設である旨を当該施設実施内の見やすい場所に、又は当該施設実施が存する旨をその敷地である土地の区域内の見やすい場所に明示し」と、第十条の十一の五第一項、第十条の十一の七第一項及び前条第二項中「森林の土地の所有者」とあるのは「施設所有者とあるのは「施設実施協定の対象とする施設施設の施設所有者等」と、第十条の十一の七第一項中「第十条の十一第一項若しくは第二項」

とあるのは「第十条の十一の九第一項」と、前条第一項中「第十条の十一第一項若しくは第二項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

第十条の十二の三第四号中「六月」を「二月」に改める。

第二百六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十条の二第二項の許可に付した同条第四項の条件(擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことを内容とするものに限る。)に違反し、開発行為をした者

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(共有者不明森林及び所有者不明森林に係る特別に関する経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の森林経営管理法第十一条及び第二十五条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる公告について適用し、施行日前にされた公告については、なお従前の例による。

(伐採及び伐採後の造林の届出に関する経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の森林法(次条及び附則第五条において「新森林法」という。)第十条の八第一項の規定は、施行日以後にされる伐採について適用し、施行日前にされた伐採については、なお従前の例による。

(施業実施協定に関する経過措置)
第四条 新森林法第十条の十一の四第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第十条の十一の八第一項(同号に掲げる要件に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に新森林法第十条の十一第一項の認可の申請のあった同項に規定する施業実施協定について適用し、施行日前に第二十条の規定による改正前の森林法第十条の十一第一項の認可の申請のあった同項に規定する施業実施協定については、なお従前の例による。

(共有者不確知森林の共有者による森林の施業の円滑化に関する経過措置)
第五条 新森林法第十条の十二の三の規定は、施行日以後に森林法第十条の十二の二第一項の規定による公告の申請があった場合における当該申請に係る公告について適用し、施行日前に同項の規定による公告の申請があった場合における当該申請に係る公告については、なお従前の例による。

(検討)
第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の森林経営管理法及び森林法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(住民基本台帳法の一部改正)
第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の四十一の項及び別表第四の四の四十一の項中「経営管理意向調査の実施」を「調査」に改め、「第二十四条」の下に「これらの規定を同法第五十三条において準用する場合を含む。」を加え、「又は同法第四十二条第一項」を、「同法第四十五条第二項の調査、同法第五

十一条第一項の権利集積配分一括計画の作成又は同法第六十二条第一項」に改める。

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正)
第八条 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「民間事業者」の下に、「同法第四十二条第二項に規定する適合事業者」を加える。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)
第九条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第四十六条」を「第六十六条」に改める。

(地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の一部改正)
第十条 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(令和六年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「及び当該市町村」を削り、「認定連携市町村等」を認定連携活動実施者に改める。

理 由

最近における森林の経営管理をめぐる状況に鑑み、森林の循環利用を促進するため、市町村等が経営管理の集約化に関する目標等を定める構想を定めた場合に、市町村はその実現のため経営管理権及び経営管理実施権を一括で設定することを可能とするともに、施業実施協定に加え、施設整備等の共同化に関する協定を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における森林の経営管理をめぐる状況に鑑み、森林の循環利用を促進するため、市町村と都道府県、林業経営体を始めとした地域の関係者の連携を強化し、林業経営体への森林の集積・集約化を迅速に進める新たな仕組みを創設するとともに、市町村の負担軽減を図るための措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 森林経営管理法の一部改正

(一) 市町村は、単独又は都道府県等と共同して、地域の関係者と協議し、受け手となるべき林業経営体を定めた森林の将来像を、集約化構想として策定することができるものとする。

(二) 集約化構想を策定した場合においては、市町村が作成する権利集積配分一括計画により、林業経営体に、所有権を含む経営管理を行うための権利を迅速に設定又は移転することができるものとする。

(三) 共有林への権利設定に必要な同意要件や、所有者不明森林等に係る権利設定の特別手続を緩和するほか、森林所有者の探索などの事務を委託して行う法人を市町村が指定する経営管理支援法人制度を導入するものとする。

2 森林法の一部改正

林地開発の許可に付した条件に違反して、開発行為をした者に対する罰則を新設するとともに、開発行為に係る命令違反者の公表をできるものとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を

超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、森林の循環利用を促進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和七年四月十日

農林水産委員長 御法川信英

衆議院議長 額賀福志郎殿

〔別紙〕

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

我が国の森林・林業は、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林が増加するなど、依然として厳しい状況にある。

こうした中、人工林の六割超が利用可能な段階を迎えるとともに、二〇五〇年ネット・ゼロの実現等に向け、森林資源の循環利用を進める必要性が高まっており、再造林等に責任を持って取り組む林業経営体の確保と森林の集積・集約化を進めることが重要である。また、林地開発許可制度においても森林の公益的機能の確保が不可欠であることから、太陽光発電設備の設置等に係る不適正な林地開発に対しては厳正に対処する必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 集約化構想及び権利集積配分一括計画を内容とする新たな仕組みが現場に浸透し、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的促進が円滑に進むよう、市町村及び都道府県と協力し

て、森林所有者、森林組合、民間事業者など、地域の森林・林業関係者に新たな仕組みの周知を徹底すること。

二 集約化構想の前提となる協議の場の設置に当たっては、川上から川下までの事業者などの幅広い地域の関係者の参加を求めるとともに、デジタル技術を活用した森林資源情報の共有等を通じ、集約化構想の策定に向け、市町村や都道府県とこれらの地域の関係者が効果的に連携できるような支援すること。

三 新たな仕組みを含む森林経営管理制度により経営管理実施権又は所有権を取得した林業経営体による適切な森林の経営管理を確保するため、これらの林業経営体の経営管理の実施状況について、市町村と都道府県が的確に把握し必要な対応を行うことができるよう、適切な助言等を行うこと。

四 市町村が、集約化構想や権利集積配分一括計画の作成等の新たな業務を円滑に実施することができるよう、市町村の林業部門担当職員確保・育成を図る仕組みの確立、林業技術者等の活用に必要な支援の実施及び体制の整備を図ること。

五 再造林等に責任を持って取り組む林業経営体を確保するためには、林業労働力の育成を図ることが不可欠である。中小事業者を含む地域の林業経営体の事業量の拡大等による林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。林業分野における外国人材の受け入れについては、労働災害発生率が国内他産業に比して非常に高い現状に鑑み、労働安全確保に向け、万全を期すよう、対策の強化を図ること。

六 集約化構想を通じた集積・集約化に必要な条件整備が効果的に進むよう、デジタル技術を活

用した境界明確化等の取組に対する支援を一層強化すること。

七 路網は、主伐等による木材の安定供給や、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に必要な造林、保育、間伐等の施策を効率的に行うために不可欠な生産基盤であり、災害時の代替路など地域のインフラとしても活用できることから、路網整備に対する支援を一層強化すること。

八 我が国の住宅市場が縮小する中、森林資源の循環利用を図るため、住宅分野において輸入材の割合が高い横架材等の国産材への転換や、中高層建築分野における木材需要の創出など、国産材需要の拡大を図るとともに、これらの需要に対応した川上から川下までの安定的・効率的な供給体制を構築すること。

九 新たな仕組みを含む森林経営管理制度において中心的な役割を果たす市町村の負担軽減を図るべく、都道府県に対し市町村と積極的に連携し、集約化構想等の策定等に取り組むよう促すとともに、新設する経営管理支援法人制度による市町村事務のアウトソーシング、地域林政アドバイザー制度の活用などに対する支援を一層強化すること。

十 地域の実情に即した林業経営の低コスト化等に向けた先駆的な技術の開発・普及と民有林との連携の更なる推進のため、森林管理局等の地方組織の職員の人材育成、適正配置など、国有林野事業の実施体制を強化すること。

十一 林地開発に係る命令違反者の公表制度の運用に当たっては、命令違反に係る情報を容易に把握できるように、各都道府県において情報を収集・共有する仕組みを設けるなど、必要な措置を講ずること。

十二 森林環境税及び森林環境譲与税について、

集約化構想等の新たな仕組みへの活用を含め、市町村及び都道府県における一層の有効活用を促すとともに、地方公共団体の取組状況や制度創設の趣旨等を踏まえ、必要がある場合には、森林環境譲与税の使途や譲与基準を始め、適時に所要の対応を検討すること。

右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

右

国会に提出する。

令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 デジタル庁関係(第一条)
第二章 総務省関係(第二条―第五条)
第三章 厚生労働省関係(第六条)
第四章 経済産業省関係(第七条)
第五章 国土交通省関係(第八条)
附則

第一章 デジタル庁関係
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)
第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
別表二十三の五の項の次に次のように加える。

令和七年四月十一日 衆議院会議録第十九号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

二十三の六 都道府県知事 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)による家畜人工授精師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

第二章 総務省関係

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「署名」の下に「(総務省令で定める署名に代わる措置を含む。)」を加える。

別表第一建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の項中、「第十六条及び第七十七条の六十三を「及び第十六条」に改める。
(住民基本台帳法の一部改正)

第三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の項中「の届出」を、「第十六条第一項若しくは第三項若しくは第十七条第二項の届出」に改め、「交付」の下に、「同法第七十三条の二第一項から第三項までの届出」を加え、同表の三十の項の次に次のように加える。

三十の二 法務省	恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)による恩赦に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十の三 法務省	更生保護法(平成十九年法律第八十八号)による同法第二十五条第一項若しくは第三十六条第一項(同法第三十九条第五項、第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。)の調査、同法第三十八条第一項の申出、同法第三章の保護観察の実施、同法第八十二条第一項の生活環境の調整の実施、同法第三項の調査、同法第八十三条若しくは第八十三条の二第一項の生活環境の調整の実施、同法第八十五条の更生緊急保護の実施、同法第八十八条の措置又は同法第八十八条の二若しくは第八十八条の三の援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十の四 法務省	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)による同法第三十八条(同法第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。)の調査又は同法第六六条の精神保健観察の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の三十一の項中「の作成」を「若しくは同条第四項の地図に準ずる図面の備付け」に改め、同表の三十九の項の次に次のように加える。

三十九の二 法務省

法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成三十年法律第七十三号)による遺言書の保管又は情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の四十四の二の項中「この欄」の下に「及び四十五の項」を加え、同表の四十五の項中「許可」の下に「又は同法、国税通則法その他の国税に関する法律若しくは地方税法による関税、国税若しくは貨物割の徴収若しくは調査(犯則事件の調査を含む。)」を加え、同項の次に次のように加える。

四十五の二 財務省

とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)による同法第六条第三項の規定により国税徴収の例によるものとされるとん税の徴収又は特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)による同法第六条の規定において準用する同項の規定により国税徴収の例によるものとされる特別とん税の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の八十の項中「第九十条第一項の許可」の下に、「同条第二項の更新」を、「第二十条第一項」の下に「同法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。」を加え、「同条第七項」を「同法第二百七項(同法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。)」に改め、「第二百四十条の二第二項の登録」の下に、「同条第二項の更新、同法第二百四十条の六第一項の届出」を加え、「届出又は」を「届出」に改め、「第三百四十二条第一項の許可」の下に「又は同法第三百四十九条第一項の届出」を加え、同表中百一の三の項を百一の九の項とし、同項の次に次のように加える。

百一の十 国土交通省

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)による同法第七十五条第一項の命令又は同法第七十七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中百一の二の項を百一の八の項とし、百一の項の次に次のように加える。

百一の二 国土交通省、独立行政法人都市再生機構 又は地方住宅供給公社	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一の三 地方住宅供給公社	新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一の四 独立行政法人都市再生機構	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの

<p>百一の五 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社</p>	<p>都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>百一の六 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>百一の七 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社</p>	<p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>百十二の二 国土交通省</p>	<p>道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による同法第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第一の百十三の項中「交付」の下に、「同法第七十八条第一項の認証、同法第九十三条の認証の取消し」を加え、同表の百十四の項中「又は」を「若しくは」に改め、「填補」の下に、「同項第三号の補償又は同法第七十六条第三項の返還の請求を加え、同表中百十七の三の項を百十七の四の項とし、百十七の二の項の次に次のように加える。</p>	<p>船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)による同法第五十五条第一項の許可、同法第六十条第二項の更新又は同法第六十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第一の百十八の二の項の次に次のように加える。</p>	<p>海難審判法(昭和二十二年法律第三百三十五号)による同法第二十九條の通告、同法第五章の審判、同法第四十九條若しくは第五十條の取上げ又は同條の還付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第二中一の十の項を一の十一の項とし、一の九の項の次に次のように加える。</p>	<p>地方自治法による同法第二百三十一條の三第一項の督促、同法第二項の徴収、同法第三項の処分若しくは同法第二百四十條第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入(地方税を除く。)の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>一の十 市町村長</p>	<p>地方自治法による同法第二百三十一條の三第一項の督促、同法第二項の徴収、同法第三項の処分若しくは同法第二百四十條第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入(地方税を除く。)の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

<p>別表第二の四の二の項の次に次のように加える。</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による同法第五條第一項の特定医療費の支給、同法第六條第一項の指定医の指定又は同法第二十八條第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務のうち、同法第四十條の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>四の三 指定都市の長</p>	<p>別表第二の五の六の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給」の下に、「同法第十九條の三第一項の指定医の指定、同法第十九條の二十二條第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施」を加え、同表の五の二十九の項中「別表第三の七の十六の項」を「別表第三の七の十七の項」に改め、同表の五の三十八の項中「による」の下に同法第七條第三項ただし書の探索、一を加え、同表中六の三の項を六の四の項とし、六の二の項を六の三の項とし、六の六の項の次に次のように加える。</p>
<p>六の二 保健所を設置する市又は特別区の長</p>	<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)による同法第四十二條第一項の登録、同法第二項の更新、同法第四十六條第一項の届出、同法第五十三條第一項の登録、同法第二項の更新、同法第五十七條第一項の届出、同法第六十條第一項の許可、同法第六十七條第一項の更新、同法第六十三條第一項の届出、同法第六十七條第一項の許可、同法第二項の更新、同法第七十條第一項の許可又は同法第七十一條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第二の七の二の項の次に次のように加える。</p>	<p>土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七の三 市町村長</p>	<p>首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七の四 市町村長</p>	<p>新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七の五 市町村長</p>	<p>近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第四十五号)による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七の六 市町村長</p>	<p>近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第四十五号)による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

令和七年四月十一日 衆議院會議録第十九号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

七の七 市町村長	流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七の八 市町村長	都市再開発法による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七の九 市町村長	新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)による新都市基盤整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七の十 市町村長	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七の十一 市町村長	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七の十二 河川法第九條第一項の二級河川を管理する指定都市の長若しくは同法第十條第二項の二級河川を管理する指定都市の長又は同法第百條第一項の準用河川を管理する市町村長	河川法による同法第七十五條第一項(同法第百條第一項において準用する場合を含む。)の命令又は同法第七十七條第一項(同法第百條第一項において準用する場合を含む。)の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの						
別表第二の九の二の項の次に次のように加える。																	
九の三 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六十四條の政令で定める市(特別区を含む。以下この項及び別表第四の八の三の項において同じ。)の長	土壌汚染対策法による同法第三條第三項の通知、同法第四條第三項若しくは第五條第一項の命令又は同法第七條第一項の指示に関する事務のうち、同法第六十四條の規定により同條の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	別表第三中四の三の項を四の四の項とし、四の二の項を四の三の項とし、四の項の次に次のように加える。															
四の二 都道府県知事	地方自治法による同法第二百三十一條の三第一項の督促、同條第二項の徴収、同條第三項の処分若しくは同法第二百四十條第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入(地方税を除く。)の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	別表第三の五の十の項中(平成二十六年法律第五十号)を削り、同表中七の二十四の項を七の二十五の項とし、同項の次に次のように加える。	七の二十六 都道府県知事	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)による同法第三條第一項若しくは第四條第一項の認定、同法第九條第二項の届出又は同法第十條第一項から第三項までの認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	別表第三中七の二十三の項を七の二十四の項とし、七の十の項から七の二十二の項までを一項ずつ繰り下げ、七の九の項の次に次のように加える。	七の十 都道府県知事	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十八條の三第一項の登録、同法附則第十一條第一項の交付又は同條第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	別表第三の八の項の次に次のように加える。	家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)による同法第十六條第一項の免許又は同法第二十四條の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	別表第三の九の項の次に次のように加える。	九の二 都道府県知事	遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)による同法第三條第一項の登録、同條第二項の更新又は同法第七條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	別表第三の十一の項の次に次のように加える。	十一の二 都道府県知事	採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)による同法第三十二條の登録又は同法第三十二條の七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十一の三 都道府県知事	砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)による同法第三條の登録又は同法第九條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

<p>十一の四 都道府県知事</p>	<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律による同法第四十二条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第四十六条第一項の届出、同法第五十三条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第五十七条第一項の届出、同法第六十条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第六十三条第一項の届出、同法第六十七条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第七十条第一項の許可又は同法第七十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第三の二十二の二の項の次に次のように加える。</p>	
<p>二十二の三 都道府県知事</p>	<p>土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>二十二の四 都府知事</p>	<p>首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>二十二の五 都道府県知事</p>	<p>新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>二十二の六 府県知事</p>	<p>近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>二十二の七 都道府県知事</p>	<p>流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>二十二の八 都道府県知事</p>	<p>都市再開発法による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>二十二の九 都道府県知事</p>	<p>新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>二十二の十 都府県知事</p>	<p>大都市域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

<p>二十二の十一 都道府県知事</p>	<p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>二十二の十二 河川法第九条第二項の一級河川を管理する都道府県知事又は河川を管理する都道府県知事</p>	<p>河川法による同法第七十五条第一項の命令又は同法第七十七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>二十六の二 都道府県知事</p>	<p>土壌汚染対策法による同法第三条第三項の通知、同法第四条第三項若しくは第五条第一項の命令又は同法第七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第四中一の十一の項を一の十二の項とし、一の十の項の次に次のように加える。</p>	
<p>一の十 市町村長</p>	<p>地方自治法による同法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第四の三の二の項の次に次のように加える。</p>	
<p>三の三 指定都市の長</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給、同法第六条第一項の指定医の指定又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務のうち、同法第四十条の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第四の四の六の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給」の下に、「同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施を加え、同表の四の三十八の項中「による」の下に「同法第七条第三項ただし書の探索」を加え、同表の五の三の項を五の四の項とし、五の二の項を五の三の項とし、五の五の項の次に次のように加える。</p>	

令和七年四月十一日 衆議院会議録第十九号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

<p>五の二 保健所を設置する市又は特別区の長</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律による同法第四十二条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第四十六条第一項の届出、同法第五十三条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第五十七条第一項の届出、同法第六十条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第六十三条第一項の届出、同法第六十七条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第七十条第一項の許可又は同法第七十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>六の十二 河川法第九条第五項の一級河川を管理する指定都市の長若しくは同法第十条第二項の二級河川を管理する指定都市の長又は同法百条第一項の準用河川を管理する市町村長</p> <p>河川法による同法第七十五条第一項(同法百条第一項において準用する場合を含む。)の命令又は同法第七十七条第一項(同法百条第一項において準用する場合を含む。)の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>六の三 市町村長</p> <p>土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>八の三 土壌汚染対策法第六十四条の政令で定める市の長</p> <p>土壌汚染対策法による同法第三条第三項の通知、同法第四条第三項若しくは第五条第一項の命令又は同法第七条第一項の指示に関する事務のうち、同法第六十四条の規定により同条の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>六の四 市町村長</p> <p>首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>別表第四の八の二の項の次に次のように加える。</p> <p>四の二 地方自治法による同法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入(地方税を除く。)の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>六の五 市町村長</p> <p>新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>別表第五中第四号の三を第四号の四とし、第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>十の十三 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による同法第三条第一項若しくは第四条第一項の認定、同法第九条第二項の届出又は同法第十条第一項から第三項までの認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>六の六 市町村長</p> <p>近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>別表第五中第九号の八を第九号の九とし、第九号の七を第九号の八とし、第九号の六を第九号の七とし、第九号の五の次に次の一号を加える。</p> <p>十一の二 家畜改良増殖法による同法第十六条第一項の免許又は同法第二十四条の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>六の七 市町村長</p> <p>流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>別表第五第十三号の次に次の一号を加える。</p> <p>十三の二 遊漁船業の適正化に関する法律による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>六の八 市町村長</p> <p>都市再開発法による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>別表第五第九号の八を第九号の九とし、第九号の七を第九号の八とし、第九号の六を第九号の七とし、第九号の五の次に次の一号を加える。</p>
<p>六の九 市町村長</p> <p>新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>九の六 社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十八条の三第一項の登録、同法附則第十一条第一項の交付又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>六の十 市町村長</p> <p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>別表第五第十三号の次に次の一号を加える。</p>
<p>六の十一 市町村長</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>別表第五第十三号の次に次の一号を加える。</p>

別表第四の六の二の項の次に次のように加える。

別表第四の八の二の項の次に次のように加える。

別表第五第十五号の次に次の三号を加える。

十五の二 採石法による同法第三十二条の登録又は同法第三十二条の七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十五の三 砂利採取法による同法第三条の登録又は同法第九条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十五の四 使用済自動車の再資源化等に関する法律による同法第四十二条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第四十六条第一項の届出、同法第五十三条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第五十七条第一項の届出、同法第六十条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第六十三条第一項の届出、同法第六十七条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第七十条第一項の許可又は同法第七十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七の三 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七の四 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七の五 新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七の六 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律によ

る工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七の七 流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七の八 都市再開発法による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七の九 新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七の十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七の十一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七の十二 河川法による同法第七十五条

第一項の命令又は同法第七十七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第五中第三十号を削り、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の三を第二十九号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。
三十一の二 土壤汚染対策法による同法第三条第三項の通知、同法第四条第三項若しくは第五条第一項の命令又は同法第七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第六の一の項の次に次のように加える。

一の二 監査委員
地方自治法による同法第二百四十二条第一項の措置の請求に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(地方独立行政法人法の一部改正)
第四条 地方独立行政法人法平成十五年法律第百十八号の一部を次のように改正する。
第二十一条第二号を次のように改める。
二 大学又は大学及び高等専門学校(以下この号において「大学等」という。)の設置及び管理を行うこと並びに次に掲げる出資又は援助を行うこと。

イ 当該大学等を設置する地方独立行政法人から委託を受けて、当該地方独立行政法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤(科学技術・イノベーション)創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。)の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対して行う出資

ロ 当該大学等における研究の成果を活用する事業(当該大学等における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を除く。)であつて政令で定めるものを実施する者に対して行う出資

ハ 当該大学等における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対して行う出資(二に該当するものを除く。)
二 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の規定による出

資並びに人的及び技術的援助
(地方公共団体情報システム機構法の一部改正)
第五条 地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
附則第九条の二第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。
第三章 厚生労働省関係
(生活保護法の一部改正)

第六条 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。
第五十四条の二第三項中「前項」を「第一項の規定により指定を受けた介護機関であつて別表第二の第二欄に掲げる指定又は許可を受けたもの(前項本文に、「別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項」を「も」を含む。以下この項、次項及び第七項において「別表第二指定介護機関」という。)に係る第一項」に、「当該介護機関」を「当該別表第二指定介護機関」に改め、同条第四項中「第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表」を「別表第二指定介護機関に係る第一項の指定は、当該別表第二指定介護機関が別表第二に改め、同条に次の一項を加える。

7 別表第二指定介護機関について、別表第二の第五欄に掲げる届出があつたときは、当該届出に係る事由のうち第五項において準用する第五十条の二の規定による届出をすべき事由に相当するものに基づく届出があつたものとみなす。

六十二第二項第四号を「第七十七条の六十三第一項第四号」に改め、同条第四号中「第七十七条の六十二第二項第三号」を「第七十七条の六十三第二項第三号」に改める。

第七十七条の六十三を削り、第七十七条の六十二を第七十七条の六十三とし、第七十七条の六十一を第七十七条の六十二とする。

第七十七条の六十中「第七十七条の六十二第二項」を「第七十七条の六十三第二項」に改め、同条を第七十七条の六十一とし、第七十七条の五十九の二を第七十七条の六十とする。

第七十七条の六十六第二項中「第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十二第一項」を「第七十七条の六十、第七十七条の六十三第一項」に、「第七十七条の六十三から前条まで」を「前二条」に、「第七十七条の六十、第七十七条の六十一並びに第七十七条の六十二第二項を第七十七条の六十一、第七十七条の六十二並びに第七十七条の六十三第二項」に改める。

第九十九条第一項第十四号中「第七十七条の六十二第二項」を「第七十七条の六十三第二項」に改める。

第六十六条第一項第二号中「第七十七条の六十二」を「第七十七条の六十三」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経

過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(地方自治法第十六条第四項の改正規定に限る。)及び第五条の規定並びに次項の規定 公布の日

二 第二条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条(住民基本台帳法別表第一の百八の項の改正規定、同法別表第三の改正規定(同表中二十五の項を削り、二十四の項を二十五の項とし、二十三の三の項を二十四の項とする部分に限る。))及び同法別表第五の改正規定(同表中第三十号を削り、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の三を第二十九号とする部分に限る。))に限る。及び第八條の規定

令和七年十二月一日

三 第六條の規定及び附則第三項の規定 令和八年四月一日

(地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公共団体は、この法律の施行の日前においても、地方独立行政法人法第八十條の規定により読み替えられた同法第七條又は第八條第二項の規定により、その議会の議決を経て、第四條の規定による改正後の地方独立行政法人法第二十一條第二号に掲げる業務のうち同号イ、ロ若しくはニに掲げる出資若しくは援助に関するものを規定した定款を定め、又は定款に当該業務を規定する変更を行い、総務大臣及び文部科学大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、同日から生ずるものとする。

3 第六條の規定による改正後の生活保護法第五

十四條の二第三項、第四項及び第七項並びに別表第二の規定は、同表の第一欄に掲げる介護施設であつて、第六條の規定の施行の際現に生活保護法第五十四條の二第一項の指定を受けているもの(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたもの及び生活保護法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百四号)附則第六條第一項の規定により同法第一條の規定による改正後の生活保護法第五十四條の二第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)についても適用する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 義務付けの緩和等

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付けの緩和等を行うこととし、関係法律(八法律)の改正を行うこと。

2 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和七年四月十日

地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成 谷 公一
衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

一 デジタル基盤改革支援基金の設置期限を五年間延長するに当たっては、国は、住民の利便性の向上や地方行政運営の効率化の観点を踏まえ、各地方公共団体の自主性を尊重しつつ、着実かつ早期に標準準拠システムに移行できるよう、必要に応じた地方公共団体へのデジタル庁による技術的支援及びシステム提供会社との調整を含め、必要な措置を講ずること。また、基

金の設置期限までに移行が困難な場合、国の責任において必要な人的・財政的支援を行うこと。

二 国及び地方公共団体情報システム機構は、デジタル基盤改革支援基金の適切な管理に努め、積み増しを行う場合は、地方公共団体への悉皆調査を行い、必要額を措置すること。また、各地方公共団体の移行の進捗状況等に十分配慮した上で、残高が過剰となった場合には余剰分について速やかに国庫に返納すること。

三 標準準拠システムへの移行に当たっては、国は、地方公共団体及び事業者への過度な負担が生じないように、地方公共団体等の実情を踏まえ、た上で調整を十分に行い、必要かつ適切な支援を行うこと。

四 公立大学法人による出資については、各公立大学法人の自主性・自律性を尊重するとともに、公立大学法人の財務基盤強化の意欲が削がれることがないよう留意すること。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和七年二月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

電波法及び放送法の一部を改正する法律 (電波法の一部改正)

第一条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二十」を「第二十七条の二十の六」に改める。

第五条第三項第三号中「により」の下に「第二

十七条の十四第一項の」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十七条の二十の四第一項(第五号を除く。)の規定により第二十七条の二十の三第七項の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第五条に次の一項を加える。

7 第二十七条の二十の三第七項の認定を受け、た者であつて第二十七条の二十の二第一項に規定する価額競争実施指針に定める納付の期限までに同条第二項第四号ホに規定する落札金を納付していないものには、当該落札金が納付されるまでの間、同条第一項に規定する特定高周波数無線局の免許を与えないことができる。

第六条第一項第九号中「第十四条第二項第二号の」を「第十四条第一項に規定する」に、「第二十七条の二十六第一項の」を「第二十七条の二十二に規定する」に改め、同条第八項中「周波数」の下に「第五号に掲げる無線局にあつては、六千メガヘルツを超えるものに限る。」を加え、同項第二号中「陸上」を「陸上及び地表又は水面から五十キロメートル以下の高さの空域をいう。以下同じ。」に改め、同項に次の一号を加える。

五 同一の周波数を使用する相当数の無線局を一定の区域において一体的に運用するために開設する無線局(当該相当数の無線局の間で行われる通信の最大距離が総務省令で定める距離を超えるもの又は当該一定の区域に総務大臣が公示する区域が含まれるものに限る。)

第十条第二項中「第二十四条の十三第一項を」第二十四条の十二第一項に改める。

第十三条第二項中(以下「義務船舶局」という。)及び(以下「義務船舶局等」という。)並びに(以下「義務船舶局」という。)

第十四条を次のように改める。

(免許記録)

第十四条 総務大臣は、免許を与えたときは、当該免許に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該免許に係る免許人(無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該免許の有効期間中、当該免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない。

- 一 免許の年月日及び免許の番号
- 二 免許人の氏名又は名称及び住所
- 三 無線局の種類
- 四 無線局の目的(主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その主従の区別を含む。)
- 五 通信の相手方及び通信事項
- 六 無線設備の設置場所
- 七 免許の有効期間
- 八 識別信号
- 九 電波の型式及び周波数

- 十 空中線電力
- 十一 運用許容時間
- 十二 総務大臣は、基幹放送局の免許を与えたときは、前項の規定にかかわらず、当該免許に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該免許に係る免許人に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該免許の有効期間中、当該免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない。

- 一 前項各号(基幹放送のみをする無線局にあつては、第五号を除く。)に掲げる事項
- 二 放送区域
- 三 特定地上基幹放送局にあつては、放送事項
- 四 他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあつては、当該他人の氏名又は名称

第十四条の次に次の一条を加える。(証明書の交付) 第十四条の二 免許人は、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、前条又は第二十七条の五第二項の規定により作成された当該免許人に係る電磁的記録(以下「免許記録」という。)に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。 第十八条第二項中「第二十四条の十三第一項」を「第二十四条の十二第一項」に改める。 第二十一条を次のように改める。 (免許記録の変更等) 第二十一条 総務大臣は、次に掲げる場合には、免許記録を変更し、当該免許記録に係る

免許人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならぬ。

一 第十七条第一項、前条第二項から第五項まで若しくは第二十七条の八の規定による許可をしたとき、第十七条第二項若しくは前条第九項の規定による届出があつたとき、第十九条若しくは第二十七条の九の規定による指定の変更をしたとき、又は第二十七条の六第一項の規定による期限の延長をしたとき。

二 次項の規定による届出があつたとき。
2 免許人は、前項第一号に掲げる場合に該当しない場合において、免許記録に記録した事項に変更を生じたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十四条の見出しを「免許の失効の記録」に改め、同条中「免許人であつた者は、一箇月以内にその免許状を返納しなければ」を「総務大臣は、当該免許に係る免許記録にその旨を記録しなければならない」に改める。
第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十三第三項」を「第二十四条の十二第三項」に改める。

第二十四条の四を削る。
第二十四条の三の見出しを「登録ファイル」に改め、同条中「登録検査等事業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければ」を「次に掲げる事項を登録検査等事業者登録ファイルに記録しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 総務大臣は、登録検査等事業者について、登録検査等事業者登録ファイルに記録されて

いる事項のうち次に掲げるものをインターネットの利用その他の方法により公表しななければならない。

- 一 登録又はその更新の年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨

第二十四条の三を第二十四条の四とし、第二十四条の二を第二十四条の三とする。

第二十四条の五第二項を削る。

第二十四条の十第二号中「第二十四条の五第一項」を「第二十四条の五」に改める。
第二十四条の十一を次のように改める。

（登録の失効の記録）

第二十四条の十一 総務大臣は、第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過したことがあつたこと又は前条の規定による届出が消したことにより第二十四条の二第一項の登録がその効力を失つたときは、登録検査等事業者登録ファイルにその旨を記録しなければならない。

第二十四条の十二を削る。

第二十四条の十三第二項中「第二十四条の三、第二十四条の四第一項及び第二項(第三号を除く。）」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十四条の十一の」を「前条の」に、「第二十四条の四第三項」を「第二十四条の四第二項(第三号を除く。）」及び「」に、「第二十四条の八まで、第二十四条の九第一項及び前条」を「第二十四条の九まで(同条第二項を除く。）」に改め、「及び第四号」と、「」の下に「同項第四号」を加え、「第二十四条の三中」を「第二十四条の四第一項中」に、「登

録検査等事業者登録簿」とあるのは「登録外国点検事業者登録簿」と、「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録外国点検事業者登録ファイル」と、同項第一号中「」に改め、「及び」と、「」の下に「同項第二号中」を加え、「第二十四条の四第一項中」又はその更新をしたとき」とあるのは「をしたとき」と、同条第二項第一号中「」を「同条第二項中「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録外国点検事業者登録ファイル」と、同項第一号中「」に、「第二十四条の七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第一項を「第二十四条の七第一項」に、「同条第二項中検査又は点検」とあるのは「点検」と、第二十四条の十一中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二項」と、「前条」とあるのは「第二十四条の十三第三項」と、前条中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二項」と、「第二十四条の十」とあるのは「次条第三項」を「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第二項中「検査又は点検」とあるのは「点検」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、前条中「第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過したこと、第二十四条の九第一項」とあるのは「第二十四条の九第一項」と、「前条」とあるのは「次条第三項」と、「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録外国点検事業者登録ファイル」に改め、同条第三項第二号中「第二十四条の五第一項」を「第二十四条の五」に改め、同条を第二十四条の十二とする。

第二十五条第一項中「免許状に記載された」を「免許記録に記載されている」に、「第十四条第

二項各号」を「第十四条第一項各号」に、「第二十七条の二十五第一項の登録状に記載されたを」を「第二十七条の二十三に規定する登録記録に記載されている」に、「第二十七条の二十五第二項に規定するを」を「第二十七条の二十二各号に掲げる」に改める。

第二十七条の二第二号中「陸上」を「陸上等」に改める。

第二十七条の五第二項中「ときは、」の下に「当該包括免許に係る」を加え、「記載した免許状を交付する」を「記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該包括免許に係る包括免許人(包括免許を受けた者をいう。以下同じ。）」に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該包括免許の有効期間中、当該包括免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない」に改め、同項第二号中「包括免許を受けた者をいう。以下同じ。」を削る。

第二十七条の七中「免許状に記載された」を「免許記録に記載されている」に改める。
第二十七条の十二第一項中「陸上」を「陸上等」に改め、同条第三項第二号中「以下」の下に「この条、第二十七条の十九及び第二十七条の二十において」を加える。

第二十七条の十四第八項中「含む」の下に「。第二十七条の二十の三第十項において同じ」を加える。

第二十七条の十五第三項から第五項までの規定中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改める。
第二十七条の十六の見出しを「開設計画の認

<p>定の取消し等)に改め、同条第一項から第六項までの規定中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改め、同条第七項中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改め、「の認定」の下に、「第二十七条の二十の三第七項の認定を加え、同条第八項中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改める。</p> <p>第二十七条の十七の見出し中「合併等」を「承継」に改め、同条中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改め、「第二十七条の十七において準用する」を削る。</p> <p>第二十七条の十八及び第二十七条の十九(見出しを含む)中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改める。</p> <p>第二章第一節に次の五条を加える。</p> <p>(特定高周波数無線局の開設に係る価額競争実施指針)</p> <p>第二十七条の二十の二 総務大臣は、第六条第八項第五号に掲げる無線局(同項の総務省令で定めるものを除く。)であつて同項の規定により公示する周波数を使用するもの(以下「特定高周波数無線局」という。)について、次条第七項の認定を受けることができる者を価額競争(参加者に入札又は競りの方法により納付する意思のある金銭の額の申出をさせ、最も高い価額を申し出た参加者を落札者として決定する手続をいう。以下同じ。)により決定することが電波の公平かつ能率的な利用を確保するために有効であると認めるときは、価額競争の実施に関する指針(以下「価額競争実施指針」という。)を定めることができる。</p> <p>2 価額競争実施指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p>	<p>一 価額競争実施指針の対象とする特定高周波数無線局の範囲に関する事項</p> <p>二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定高周波数無線局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域(以下この号及び次条において「周波数の使用区域」という。)その他の当該周波数の使用に関する事項(次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める事項を含む。)</p> <p>イ その周波数の全部又は一部を当該特定高周波数無線局以外の無線局が現に使用している場合であつて、当該周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているとき 当該周波数及び当該期限の満了の日</p> <p>ロ その周波数の全部又は一部を当該周波数の使用区域内において当該特定高周波数無線局以外の無線局が現に使用している場合であつて、当該周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められていないとき 当該周波数及び当該周波数の使用の期限の満了の日</p> <p>三 当該特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分(その者により既に開設されている無線局が現に使用している周波数の幅の合計その他の事項を勘案して定めるものをいう。)ごとに当該区分に属する者が開設する当該特定高周波数無線局に使用させることとする周波数の幅の上限に関する事項</p> <p>四 次に掲げるものその他の価額競争の実施</p>	<p>方法</p> <p>イ 第五条第三項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことその他の価額競争の参加者の資格</p> <p>ロ 保証金を提供させる場合にあつては、提供すべき保証金の額、保証金の提供の方法及び期限、保証金の返還の手続その他保証金に関する事項</p> <p>ハ 価額競争において申し出た金銭の額が一定の額以上であることを落札者の要件とする場合にあつては、当該一定の額</p> <p>ニ 価額競争を入札の方法により実施する場合にあつては、最も高い価額を申し出した参加者が二以上ある場合の落札者の決定方法</p> <p>ホ 落札金(価額競争における落札者が納付すべき金銭をいう。以下同じ。)の提供の方法及び期限その他落札金に関する事項</p> <p>五 特定高周波数無線局の開設の期限(一以上の特定高周波数無線局を最初に開設する期限をいう。)</p> <p>六 次条第十項に規定する認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、価額競争の実施に必要な事項</p> <p>三 総務大臣は、価額競争実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。</p> <p>(価額競争の実施及び特定高周波数無線局の開設の認定等)</p> <p>第二十七条の二十の三 第七項の認定を受ける</p>	<p>ため価額競争に参加しようとする者は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人又は団体にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 開設しようとする特定高周波数無線局の範囲</p> <p>三 希望する周波数の範囲及び周波数の使用区域</p> <p>四 その他総務省令で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、総務省令で定めるところにより、価額競争実施指針に定める価額競争の参加者の資格を有することを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>3 総務大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一 その申請の内容が価額競争実施指針に照らし適切なものであること。</p> <p>二 その申請をした者が価額競争実施指針に定める価額競争の参加者の資格を有すること。</p> <p>4 総務大臣は、前項の規定による審査の結果に基づいて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を第一項の申請をした者に通知しなければならない。</p> <p>一 その申請の内容が前項各号のいずれにも適合していると認められる場合 価額競争に参加することができる旨</p> <p>二 その申請の内容が前項各号のいずれかに適合していないと認められる場合 価額競争に参加することができない旨及びその理由</p>
--	--	--	--

令和七年四月十一日 衆議院会議録第十九号 電波法及び放送法の一部を改正する法律案及び同報告書

<p>5 前項の規定により価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者は、価額競争実施指針の定めるところにより、保証金を提供しなければならぬ。ただし、価額競争実施指針において保証金の提供を要しないこととした場合は、この限りでない。</p> <p>6 総務大臣は、前項の規定により保証金を提供した者(同項ただし書に規定する場合)にあつては、第四項の規定により価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者(以下「参加者」として、価額競争実施指針の定めるところにより、価額競争を実施しなければならぬ)を、</p> <p>7 総務大臣は、前項の規定により実施した価額競争における落札者について、周波数及び周波数の使用区域を指定して、特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定をするものとする。</p> <p>8 前項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年(前条第二項第二号イ又はロに定める周波数を使用する特定高周波数無線局に係る前項の認定にあつては、二十年)を超えない範囲内において総務省令で定める。</p> <p>9 総務大臣は、第七項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、同項の規定により指定した周波数及び周波数の使用区域(以下この条及び次条においてそれぞれ「指定周波数」及び「指定区域」という。)その他総務省令で定める事項を公示するものとする。</p> <p>10 第七項の認定を受けた者(以下「認定特定高周波数無線局開設者」という。)は、価額競争実施指針に定める納付の期限までに落札金を</p>	<p>現金をもつて国に納付しなければならない。</p> <p>11 認定特定高周波数無線局開設者は、第一項第一号又は第四号に掲げる事項に変更(同号に掲げる事項の変更であつて、総務省令で定める軽微なものを除く。)があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>12 認定特定高周波数無線局開設者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定周波数又は指定区域の変更を申請することができる。</p> <p>一 当該指定周波数又は指定区域の一部に係る特定高周波数無線局を開設せず、又は運用しないこととなつたとき。</p> <p>二 混信の除去その他特定高周波数無線局の円滑な開設を図るため特に必要があるとき。</p> <p>13 総務大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために相当であると認めるときは、指定周波数又は指定区域を変更することができる。この場合においては、第九項の規定を準用する。</p> <p>(特定高周波数無線局の開設の認定の取消し等)</p> <p>第二十七条の二十四の四 総務大臣は、認定特定高周波数無線局開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その前条第七項の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 正当な理由がないのに、当該認定に係る価額競争実施指針に定める納付の期限までに落札金を納付していないとき。</p> <p>二 第二十七条の二十四の二第二項第五号に規</p>	<p>定する開設の期限までに特定高周波数無線局を開設しないとき。</p> <p>三 第二十七条の二十四の二第二項第六号の条に違反したと認めるとき。</p> <p>四 不正な手段により前条第七項の認定を受け、又は同条第十三項の規定による指定周波数若しくは指定区域の変更を行つたとき。</p> <p>五 認定特定高周波数無線局開設者が第五項第三項第一号に該当するに至つたとき。</p> <p>2 総務大臣は、前項(第五号を除く。)の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定特定高周波数無線局開設者であつた者が受けている他の前条第七項の認定、第二十七条の十四第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。</p> <p>3 認定特定高周波数無線局開設者は、指定周波数及び指定区域(以下この項及び第二十七条の二十四の六において「指定周波数等」という。)の全部に係る特定高周波数無線局を開設せず、又は運用しないこととなつたため指定周波数等に係る前条第七項の認定を受けている必要がなくなつたときは、総務大臣に対し、当該認定を取り消すべき旨の申請をすることが出来る。</p> <p>4 総務大臣は、前項の規定による申請があつたときは、総務省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申請に係る前条第七項の認定及び当該認定に係る特定高周波数無線局の免許を取り消すものとする。</p> <p>5 総務大臣は、第一項、第二項又は前項の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書をその認定特定高周波数無線局開設者に</p>	<p>送付しなければならない。</p> <p>(承継に関する規定の準用)</p> <p>第二十七条の二十四の五 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定特定高周波数無線局開設者について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の二十四の三第三項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「第一項」と読み替へるものとする。</p> <p>(認定特定高周波数無線局開設者の免許申請期間の特例)</p> <p>第二十七条の二十四の六 認定特定高周波数無線局開設者が指定周波数等において開設する特定高周波数無線局の免許の申請については、第六条第八項の規定は、適用しない。</p> <p>第二十七条の二十四の二中「次条」を「第二十七条の二十四」に、「次に掲げる事項を第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登録しなければ」を「当該登録に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該登録に係る登録人(同項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該登録の有効期間中、当該登録人が閲覧することができる状態に置かなければ」に改める。</p> <p>第二十七条の二十五を削り、第二十七条の二十四を第二十七条の二十五とし、第二十七条の二十三を第二十七条の二十四とし、第二十七条の二十二の次に次の一条を加える。</p>
--	---	--	---

(証明書の交付)

第二十七条の二十三 登録人は、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、前条(第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により作成された当該登録人に係る電磁的記録(以下「登録記録」という。)に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

第二十七条の二十六第一項中「第二十七条の二十一第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。」は、同条第二項第三号を「は、第二十七条の二十一第二項第三号に改め、同条第三項中「及び第二十七条の二十三第一項を」及び第二十七条の二十四第一項に、「次条」を「第二十七条の二十四」に、「次条第一項」を「第二十七条の二十四第一項」に改め、「掲げる事項」の下に「登録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより」を加え、「変更に係る事項」と、第二十七条の二十三第一項を「登録記録を変更し」と、「その旨及び総務省令で定める事項」とあるのは「その旨」と、「登録人(同項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該登録の有効期間中、当該登録人が閲覧することができる状態に置かなければ」とあるのは「登録人に通知しなければ」と、第二十七条の二十四第一項第二号に改め、同条第四項後段を削る。

(登録記録の変更)

第二十七条の二十八 総務大臣は、第二十七条の二十六第四項、前条第二項(第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十七条の三十三第四項の規定による届出があつたときは、登録記録を変更し、当該登録記録に係る登録人にに対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第二十七条の三十の見出しを「登録の失効の記録」に改め、同条中「第二十七条の十六第七項」の下に、「第二十七条の二十四第二項を加え、「取り消したとき」を「取り消したことに」、「満了したとき」を「満了したことに」、「前条第二項の規定を」前条第一項の規定による届出があつたことに、「を抹消しなければ」を「に係る登録記録にその旨を記録しなければ」に改める。

(登録記録の削除)

第二十七条の三十一 削除

第二十七条の三十三第三項中「及び第二十七条の二十三第一項を」及び第二十七条の二十四第一項に、「次条」を「第二十七条の二十四第一項」に改め、「掲げる事項」の下に「登録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより」を加え、「変更に係る事項」と、第二十七条の二十三第一項を「登録記録を変更し」と、「その旨及び総務省令で定める事項」とあるのは「その旨」と、「登録人(同項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該登録の有効期間中、当該登録人が閲覧することができ

(登録記録の移動)

第二十七条の三十七第二項中「第二十七条の三十一」を「及び第二十七条の三十一」に、「次条」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する次条」と、「第二十七条の二十四」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する第二十七条の三十七第二項」と、「同項」とあるのは「前条第一項」と、同条第一号中「第二十七条の二十三中」を「第二十七条の二十四第一項中」に、「同条第一項第一号」を「同項第一号」に、「第二十七条の二十五第二項中」第二十七号の二十二各号」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する第二十七条の二十二各号」を「同条第二項中」第二十七号の二十一第一項の登録」とあるのは「第二十七条の三十七第二項の規定による登録に、「第二十七条の二十七第一項中」第二十七号の二十三第二項各号」を「第二十七条の二十七第一項ただし書中」第二十七号の二十四第二項第一号又は第三号」に、「第二十七条の二十三第二項各号」と、「第二十七条の二十四第二項第一号又は第三号」と、「前条第二項」とあり、及び第二十七条の三十一中「第二十七条の二十九第二項」を「前条第一項の規定による届出があつたこと」に、「第二十七条の三十六」を「第二十七条の三十二第一項の規定による登録を受けた者が当該登録

(無線局の廃止)

第二十七条の三十八第二項中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改める。

第三十三号(見出しを含む。)中「義務船舶局」を「義務船舶局等」に改める。

第三十四条中「義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局(以下「義務船舶局等」という。))を「義務船舶局等」に改め、同条第二号中「当該船舶」を「義務船舶局等のある船舶」に改める。

第三十八条の三第二項及び第三十八条の四第二項中「第二十四条の十三第三項を」第二十四条の十二第三項」に改める。

第三十八条の十一第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))」を削り、「第百十六号第二十三号」を「第百十六号第二十一号」に改める。

第三十八条の十九中「第二十四条の三及び」を「第二十四条の四第一項及び」に、「第二十四条の三中」を「同項中」に、「登録検査等事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録ファイル」に、「登録証明機関登録簿」と、「登録証明機関登録ファイル」と、同項第二号中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四第一項若しくは第三十八条の十六第二項を」第二十四条の三第一項」とあるのは「第三十八条の四第一項」と、「第二十四条の九第一項の規定による届出があつたこと」とあるのは「登録証明機関が技術基準

線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局区分以外の無線局区分をいう。□において同じ。にも割り当てることとするものであること。

□ 非同一目的区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの(以下この□において「第二号新規開設局」という)の免許の申請に対して、当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して五年以内に共同利用周波数を割り当てることができるものであること。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の際現に共同利用周波数の割当てを受けている特定の無線局区分の無線局(以下この□及び第七十一条の四第一項において「第二号既開設局」という)が第二号新

規開設局にその運用を阻害するような通信その他の妨害を与えないようにするため、あらかじめ、第二号既開設局の無線設備の共同利用促進設備又は代替有線設備への変更をすることが可能なものであること。

第七十一条の三の二第五項中「第二十四条の十三第三項」を「第二十四条の十二第三項」に改め、同条第六項中「登録周波数終了対策機関登録簿に次に掲げる事項を記載して」を「次に掲げる事項を登録周波数終了対策機関登録ファイルに記録して」に改め、同条第十一項中「場合において」の下に「これらの規定中「技術基準適合証明の業務」とあるのは「特定周波数終了対策業務」と読み替えるほか」を加え、同項の表第二十四条の十一の項及び第三十八条の五第一項の項を次のように改める。

第二十四条の十一	第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過したこと、第二十四条の九第一項の規定による届出があつたこと	第七十一条の三の二第七項の政令で定める期間を経過したこと、第三十九条の十第一項の規定により登録周波数終了対策機関が特定周波数終了対策業務の全部を廃止したこと
	前条	第三十八条の十七第一項若しくは第二項
第二十四条の二第一項	登録検査等事業者登録ファイル	第七十一条の三の二第一項
	登録周波数終了対策機関登録ファイル	第七十一条の三の二第一項
第三十八条の五第一項	受けた者(以下「登録証明機関」という。)	受けた者
	登録に係る事業の区分、	登録に係る

第七十一条の三の二第十一項の表第三十八条の五第三項、第三十八条の十五第一項、第三十八条の十七第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに第三十八条の十八第二項及び第三項の項を削り、同表第三十八条の十七第二項第一号の項中「第七十一条の三の二第十一項において準用する」を削り、同表第三十八条の十七第二項第二号の項中「第七十一条の三の二第十項又は同条第十一項において準用する第二十四条の七第一項若しくは第三十九条の五第二項」を「第二十四条の七第一項、第三十九条の五第二項又は第七十一条の三の二第十項」に改める。

第三十八条の十八第一項	総務大臣は、第三十八条の二の二第一項の登録を受ける者がいないとき、又は	総務大臣は、
第三十八条の十六第一項	第三十九条の十第一項	第三十九条の十第一項
場合若しくは	場合又は	

第七十一条の四第一項中「免許人」の下に「共同利用促進設備への変更に係る無線設備の変更の工事に要する費用に充てるための給付金の交付の決定を受けた第二号既開設局の免許人を除く」を加え、「又は」を「若しくは」に、「申請しなければを」申請し、又は無線局を廃止しなれば」に改め、同条第三項中「既開設局」を「第一号既開設局」に改める。

第七十三条第四項中「第二十四条の十三第一項」を「第二十四条の十二第一項」に改める。

第七十六条第八項中「開設計画」を「第二十七条の十四第一項の認定、第二十七条の二十の三第七項の認定」に改める。

第七十六条の三第一項中「開設指針」の下に「若しくは価額競争実施指針」を、「第二十七条の十二第三項第二号口」の下に「若しくは第二十七条の二十の二第二項第二号口」を加える。

第七十九条の十一第一項第一号中「免許申請期間」の下に「同項第五号(通信の最大距離)」を、「認定の取消し猶予に係る勘案事項」の下に「第二十七条の二十の三第八項(特定高周波

数無線局の開設の認定の有効期間、第二十七条の二十の四第四項(特定高周波数無線局の開設の認定の取消しに係る特別の事情)を加え、「第二十七条の二十四」を「第二十七条の二十五」に、「義務船舶局の」を「義務船舶局等の」に改め、「業務の実施」の下に「第百二条の十九第一項(相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。)(国の機関等による申請等の特例)を加え、同項第二号中「第七条第三項」を「第六条第八項第五号の規定により公示する区域の決定又は変更、第七条第三項」に改め、「要否の決定」の下に「第二十七条の二十の二第一項の価額競争実施指針の制定又は変更」を加え、同項第三号中「第七項の規定による開設計画」を「第七項の規定による第二十七条の十四第一項」に、「同項の規定による無線局の免許等の取消し」を「第二十七条の十六第七項の規定による第二十七条の二十の三第七項の認定若しくは無線局の免許等の取消し、第二十七条の二十の四第一項若しくは第二項の規定による第二十七条の二十の三第七項の認定の取消し、第二十

七条の二十四の四第二項の規定による第二十七條の十四第一項の認定若しくは無線局の免許等の取消しに、「開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、同条第六項」を「第二十七條の十四第一項の認定、第二十七條の二十四の三第七項の認定若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、第七十六條第六項」に改める。

第百条第五項中「及び第二項(免許状)」を「(免許記録)、第十四条の二(証明書)の交付」に、「免許状の訂正を「免許記録の変更等」に、「免許状の返納」を「免許の失効の記録」に改める。

第百二条の二第一項中「二」を「いづれかに」、「地上投影面」を「地上又は水上への投影面」に改める。

第百二条の三第一項中「二」を「いづれかに」、「行なう」を行うに、「敷地」を「設置場所」に、「で地表を」で地表又は水面に、「こえる部分」を「こえる部分」に改め、同項第一号中「地表からの高さ」が三十一メートルをこえる建築物を「地表又は水面からの高さ」が三十一メートルを超える建築物に、「こえる場合」を「こえる場合」に、「こえるもの」を「こえるもの」に改める。

第百二条の五第三項中「敷地」を「設置場所」に、「行なう」を行うに改める。

第百二条の十八の次に次の一条を加える。

(国の機関等による申請の特例)

第百二条の十九 国の機関、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる手続については、当該各号に規定する規定において当該手続を書面等(書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その

他の有体物をいう。)により行うこととされているかどうかにかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

一 第六条第一項から第七項までの規定による免許の申請

二 第八条第二項の規定による期限の延長の申請

三 第九条第一項の規定による許可の申請

四 第九条第二項の規定による変更の届出

五 第九条第四項の規定による許可の申請

六 第九条第五項の規定による変更の届出

七 第十条第一項の規定による落成の届出

(同条第二項の書類の提出を含む。)

八 第十四条の二の規定による書面の交付の請求

九 第十六条第一項の規定による運用開始の届出

十 第十六条第二項の規定による休止期間又はその変更の届出

十一 第十七条第一項の規定による許可の申請

十二 第十七条第二項の規定による変更の届出

十三 第十八条第二項の規定による書類の提出

十四 第十九条の規定による変更の申請

十五 第二十条第二項から第五項まで(これらを含む。)の規定による許可の申請

十六 第二十条第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)

十七 第二十一条第二項の規定による変更の届出

十八 第二十二条の規定による廃止の届出

十九 第二十七条の三の規定による免許の申請

二十 第二十七条の六第二項の規定による運用の開始の届出

二十一 第二十七条の六第三項の規定による開設若しくは変更又は廃止の届出

二十二 第二十七条の八第一項の規定による許可の申請

二十三 第二十七条の九の規定による変更の申請

二十四 第二十七条の十第一項の規定による廃止の届出

二十五 第二十七条の二十一の規定による登録の申請

二十六 第二十七条の二十三の規定による書面の交付の請求

二十七 第二十七条の二十六第一項の規定による変更登録の申請

二十八 第二十七条の二十六第四項の規定による変更の届出

二十九 第二十七条の二十七第二項(第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。)

三十 第二十七条の二十九第一項の規定による廃止の届出

三十一 第二十七条の三十二の規定による登録の申請

三十二 第二十七条の三十三第一項の規定による変更登録の申請

三十三 第二十七条の三十三第四項の規定による変更の届出

三十四 第二十七条の三十四の規定による開設の届出

三十五 第二十七条の三十五の規定による変更の届出

三十六 第七十三条第三項又は第四項の規定による証明書又は書類の提出

2 前項の規定により行われた同項各号に掲げる手続は、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に総務大臣に到達したものとみなす。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる手続を行おうとする者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により当該手続を行うことができない場合には、適用しない。

第百三条第一項第二十五号中「前条第一項」を「第百二条の十八第一項」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、同項第二十二号中「免許状、登録状、登録証」を削り、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十一号を第二十二号とし、第五号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第二十四条の二の二第一項」を「第二十四条の三第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十四条の二又は第二十七条の二十三の規定による書面の交付を請求する者

第百三条第二項中「第六号、第八号又は第九号」を「第七号、第九号又は第十号」に改める。

第百三条の二第三項中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改め、同条第四項第二号中「並びに免許状等に記載しなければ」を「記載しなければならぬ事項並びに免許記録等に記録しなければ」に改め、同条第五項及び第六項中「三百六十円」を「二百八十円」に、「四百円」を「二百九十円」に改め、同条第九項中「既開設局」を「第一号既開設局」に、「特定新規開設局」を「第一号新規開設局」に改める。

<p>三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以 下の周波数の電波を使 用するもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツ以下のもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを 超えるもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを 超えるもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が十 五メガヘルツを 超え三十メガヘ ルツ以下のもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が十 五メガヘルツを 超え三十メガヘ ルツ以下のもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が十 五メガヘルツを 超え三十メガヘ ルツ以下のもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が十 五メガヘルツを 超え三十メガヘ ルツ以下のもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が十 五メガヘルツを 超え三十メガヘ ルツ以下のもの</p>
<p>六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを 超えるもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを 超えるもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを 超えるもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が十 五メガヘルツを 超え三十メガヘ ルツ以下のもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が十 五メガヘルツを 超え三十メガヘ ルツ以下のもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が十 五メガヘルツを 超え三十メガヘ ルツ以下のもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が十 五メガヘルツを 超え三十メガヘ ルツ以下のもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が十 五メガヘルツを 超え三十メガヘ ルツ以下のもの</p>
<p>二百円</p>	<p>二百円</p>	<p>二百円</p>	<p>二百円</p>	<p>二百円</p>	<p>二百円</p>	<p>二百円</p>	<p>二百円</p>	<p>二百円</p>
<p>二 移動し ない無線 局であつ て、移動 する無線 局又は携 帯して使 用するた めの受信 設備と通 信を行う ために陸 上等に開 設するも の(六の 項及び八 の項に掲 げる無線 局を除 く。)</p>	<p>三 人工衛 星局(八 の項に掲 げる無線 局を除 く。)</p>	<p>四百七十メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの</p>	<p>三百六十メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの</p>	<p>三百六十メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの</p>	<p>三百六十メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの</p>	<p>三百六十メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの</p>	<p>三百六十メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの</p>	<p>三百六十メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの</p>
<p>空中線電力が〇・〇一ワット以下のも の</p>	<p>空中線電力が〇・〇一ワットを 超えるもの</p>	<p>空中線電力が〇・〇一ワットを 超えるもの</p>	<p>空中線電力が〇・〇一ワットを 超えるもの</p>	<p>空中線電力が〇・〇一ワットを 超えるもの</p>	<p>空中線電力が〇・〇一ワットを 超えるもの</p>	<p>空中線電力が〇・〇一ワットを 超えるもの</p>	<p>空中線電力が〇・〇一ワットを 超えるもの</p>	<p>空中線電力が〇・〇一ワットを 超えるもの</p>
<p>三千七百円</p>	<p>三千七百円</p>	<p>三千七百円</p>	<p>三千七百円</p>	<p>三千七百円</p>	<p>三千七百円</p>	<p>三千七百円</p>	<p>三千七百円</p>	<p>三千七百円</p>
<p>三十万五千五百円</p>	<p>三十万五千五百円</p>	<p>三十万五千五百円</p>	<p>三十万五千五百円</p>	<p>三十万五千五百円</p>	<p>三十万五千五百円</p>	<p>三十万五千五百円</p>	<p>三十万五千五百円</p>	<p>三十万五千五百円</p>

令和七年四月十一日 衆議院會議録第十九号 電波法及び放送法の一部を改正する法律案及び同報告書

三千六百メガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの									
放送の業務 の用に供す るもの									
設置場所が第一地域の区域内にある もの									
設置場所が第二地域の区域内にある もの									
設置場所が第三地域の区域内にある もの									
設置場所が第四地域の区域内にある もの									
その他のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
二億六千三百六十五万六千円									
一億三千八百十四万二千五百円									
二千六百四十万六千三百円									
八十三万八千四百円									
二十九万九千二百円									
四百七万三千二百円									
八百一十一万六千三百円									
二万六千五百円									
四十二万九千六百円									
三百万二千七百円									
千五百一十六万六千円									
三千二万六千六百円									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
八百九十二万五千円									
一万七千七百円									
備考									
一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。									
二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域(第四地域を除く。)をいう。									
三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県(第四地域を除く。)をいう。									
四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域(第四地域を除く。)をいう。									
五 この表において「第四地域」とは、離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島の区域をいう。									
六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。									
七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。									
八 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。									
イ 一の項に掲げる無線局 二百円									
ロ 九の項に掲げる無線局 三百円									
九 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局									

とみなして、この表を適用する。この場合において、九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、三百円を控除した金額とする。

十 四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 三の項に掲げる無線局 二千三百円

ロ 九の項に掲げる無線局 三百円

十一 前三号の規定にかかわらず、四百七十メガヘルツ以下の周波数、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、一の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、四百円を控除した金額とする。

十二 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項及び二の項に掲げる無線局にあつては二百円、四の項及び六の項に掲げる無線局にあつては四百円、五の項に掲げる無線局にあつては三百円とする。

十三 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなることと認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなし、同表を適用する。

別表第七の一の項中「〇・〇二七」を「〇・〇二七三」に改め、同表の二の項中「〇・〇四五九」を「〇・〇四四八」に改め、同表の三の項中「〇・四七〇三」を「〇・四七四五」に改め、同表の四の項中「〇・〇二二七」を「〇・〇二二三」に改め、同表の五の項中「〇・〇一五六」を「〇・〇一五四」に改め、同表の六の項中「〇・一一九六」を「〇・一一九二」に改め、同表の七の項中「〇・一六三六」を「〇・一六三三」に改め、同表の八の項中「〇・〇三八六」を「〇・〇三八〇」に改め、同表の九の項中「〇・〇一九九」を「〇・〇一九五」に改め、同表の十の項中「〇・〇六八二」を「〇・〇六七八」に改め、同表の十一の項中「〇・〇〇七九」を「〇・〇〇八〇」に改め、同表の十二の項中「〇・五六六六」を「〇・五六八九」に改め、同表の十三の項中「〇・四三三四」を「〇・四三三一」に改め、同表の十五の項中「〇・二三三二」を「〇・二三三三」に改め、同表の十六の項中「〇・〇八一八」を「〇・〇八一七」に改める。

別表第八を次のように改める。

別表第八(第百三条の二関係)

別表第六の 一の項又は 二の項に掲 げる無線局 に係る広域 使用電波	広域使用電波の区分		金額
	その他のもの	その他のもの	
	電気通信業 以下又は二千二百メガヘルツを超え二千二百九十 メガヘルツ以下の周波数のもの	二千二百五十メガヘルツを超え二千六百五十五 メガヘルツ以下の周波数のもの	一億千六百八 十三万六千二 百円
	その他のもの	その他のもの	一億千六百八 十三万七千七 百円
その他のもの			一億千六百八 十三万六千二 百円
別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域使用電波			二百八十九万 三千二百円
別表第六の六の項に掲げる無線局に係る広域使用電波			六百六十四万 四千百円

備考 広域使用電波のうち、広域開設無線局及び広域開設無線局以外の無線局のいずれにも使用させるものとして総務大臣が指定するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、同欄に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

別表第九の一の項中「五千九百八十円」を「七千七百十円」に、「三千五百六十円」を「四千二百七十円」に、「千一百十円」を「千三百三十円」に、「六百六十円」を「七百九十円」に、「九万七千六百円」を「十一万七千七百円」に、「五万三千二百円」を「六万三千八百円」に、「一万七千六百円」を「二万九千円」に、「九千円」を「一万八千円」に改め、同表の二の項中「三千五百六十円」を「四千二百七十円」に改める。

(放送法の一部改正)

第二条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項第二号中「第十四条第三項第二号」を「第十四条第二項第二号」に、「免許状に記載された」を「免許記録(同法第十四条の二に規定する免許記録をいう。以下同じ)に記録されている」に改める。

第八十四条の二第一項中「作られた記録をいう」を「作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ」に改める。

第九十二条の見出し中「受信」を「受信等」に改め、同条中「除く」の下に「次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、地域の人口の著しい減少その他の理由により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときは、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

第九十四条の見出し中「認定証」を「認定記録」

に改め、同条第二項を次のように改める。

2 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る次に掲げる事項(衛星基幹放送にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む)を記録した電磁的記録を作成し、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該認定に係る認定基幹放送事業者に通ずるとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該認定の有効期間中、当該認定基幹放送事業者が閲覧することができる状態に置かなければならない。

一 認定の年月日及び認定の番号

二 認定を受けた者の氏名又は名称

三 基幹放送の種類

四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

五 放送対象地域

六 基幹放送に係る周波数

七 放送事項

第九十四条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(証明書の交付)

第九十四条の二 認定基幹放送事業者は、総務大臣に対し、前条第二項の規定により作成された当該認定基幹放送事業者に係る電磁的記録(以下「認定記録」という。)に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

第九十七条第三項第一号及び第二号中「免許状に記載すべき」を「免許記録に記載すべき」に改める。

第九十九条を次のように改める。

(認定記録の変更)

第九十九条 総務大臣は、第九十七条第一項の規定による許可をしたとき、同条第二項若しくは前条第一項の規定による届出があつたとき、第九十七条第三項の規定による指定の変更をしたとき、又は前条第二項若しくは第三項の規定による認可をしたときは、認定記録を変更し、当該認定記録に係る認定基幹放送事業者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならぬ。

第九十二条の見出しを「認定の失効の記録」に改め、同条中「認定基幹放送事業者であつた者は、一箇月以内にその認定証を返納しなければ」を「総務大臣は、当該認定に係る認定記録にその旨を記録しなければ」に改める。

第一百五十五条の二第三項中「電波法第十四条第一項の免許状」を「免許記録」に、「付記する」を「記録し、遅滞なく、その旨を当該特定地上基幹放送事業者に通ずる」に改める。

第一百十條の二に次の一項を加える。

2 地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、当該基幹放送事業者又は当該基幹放送事業者と第九十七条第一項に規定する放送局設備供給契約を締結する基幹放送局提供事業者が第九十二条第二項の措置を講じようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該措置の内容を公表しなければならない。

第一百十六條の六第二項中「第九十二条」を「第九十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第一百七七條第一項第一号中「第九十四条第二項の認定証に記載された同条第三項第三号」を「認定記録に記載されている事項のうち第九十四条第二項第三号」に、「認定証記載事項」を「認

定記録記載事項」に改め、同項第二号中「電波法第十四条第一項の免許状に記載された」を「免許記録に記載されている」に、「当該免許状に付記された」を「認定記録に記載された」に改め、同条第三項第二号に、「免許状記載事項」を「免許記録記載事項」に改め、同条第二項第三号中「認定証記載事項」を「認定記録記載事項」に改め、同項第四号中「免許状記載事項」を「免許記録記載事項」に改める。

第一百七七條第一項第五号中「業務に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項」の下に「第一百十條の二第二項(放送番組の視聴のための措置の公表)」を加える。

第九十二条を次のように改める。
第九十二条 第九十五条第一項若しくは第二項、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第一百條、第一百五十五条の二第五項、第二百九條第一項若しくは第二項、第三百三十條第四項、第三百三十四條第二項、第三百三十五條第一項若しくは第二項、第五百五十二條第二項、第五百五十三條第二項、第五百五十四條第一項若しくは第二項又は第六十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法第七十一条の二の改正規定、同法第七十一条の四の改正規定及び同法第一百三三条の二第九項の改正規定並びに同法附則第十五項の改正規定並びに次条、附則第三

条第二項及び第三項、第四条第二項及び第三項、第五条第二項及び第三項並びに第九条の規定 公布の日

二 第一条中電波法第九十九条の十一第一項第一号の改正規定(業務の実施)の下に、「第一百二条の十九第一項(相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。)(国の機関等による申請等の特例)」を加える部分に限る。、同法第一百二条の十八の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十一条の改正規定(同項第二十五号中「前条第一項」を「第一百二条の十八第一項」に改める部分に限る。)及び同法第一百四十一条の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

第二条 総務大臣は、次の各号に掲げる規定による総務省令の制定のために、当該各号に定める日前においても、第一条の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)(第九十九条の十一第一項の規定の例により、電波監理審議会に諮問することができる。)

一 新電波法第六條第八項第五号、第二十七條の二十の三第八項又は第二十七條の二十の四第四項 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

二 新電波法第一百二条の十九第一項(相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。)(前条第二号に掲げる規定の施行の日)

2 総務大臣は、施行日前においても、新電波法第六條第八項第五号の規定により公示する区域の決定又は新電波法第二十七條の二十の二第一項の規定による価額競争実施指針(同項に規定する価額競争実施指針をいう。)(の制定のため

に、新電波法第九十九条の十一第一項の規定の例により、電波監理審議会に諮問することができる。

3 総務大臣は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の放送法(以下この項及び附則第五条において「新放送法」という。)(第一百十條の二第二項の規定による総務省令の制定のために、新放送法第七十七條第一項の規定の例により、電波監理審議会に諮問することができる。)

(免許記録に関する経過措置)

第三条 新電波法第十四條及び第二十七條の五第二項の規定は、総務大臣が施行日以後に無線局(電波法第二条第五号に規定する無線局をいう。以下同じ。)(の免許を与えた場合について適用する。

2 総務大臣は、施行日において、この法律の施行の際現に効力を有している全ての無線局の免許について、新電波法第十四條又は第二十七條の五第二項の規定の例により、当該免許に係る免許記録(新電波法第十四條の二に規定する免許記録をいう。以下この条において同じ。)(を作成し、当該免許記録に記録されている事項を当該状態に置かなければならない。

3 総務大臣は、この法律の施行の際現に無線局の免許を受けている者が施行日において前項の免許記録を閲覧することができるようにするため、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める日以後遅滞なく、当該者に係る免許記録を作成する旨及び総務省令で定める事項を通知しなければならぬ。

一 総務大臣が告示する日(以下この項において「告示日」という。)(において無線局の免許を受けている者 告示日

二 告示日の翌日から施行日の前日までの間に無線局の免許を受けた者 当該免許を受けた日

(登録記録に関する経過措置)

第四条 新電波法第二十七條の二十二(新電波法第二十七條の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)(の規定は、総務大臣が施行日以後に無線局の登録(電波法第二十七條の二十一第一項に規定する登録をいう。以下この条及び附則第七条第一項において同じ。)(をした場合について適用する。

2 総務大臣は、施行日において、この法律の施行の際現に効力を有している全ての無線局の登録について、新電波法第二十七條の二十二の規定の例により、当該登録に係る登録記録(新電波法第二十七條の二十三に規定する登録記録をいう。以下この条において同じ。)(を作成し、当該登録記録に記録されている事項を当該状態に置かなければならない。

3 総務大臣は、この法律の施行の際現に無線局の登録を受けている者が施行日において前項の登録記録を閲覧することができるようにするため、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める日以後遅滞なく、当該者に係る登録記録を作成する旨及び総務省令で定める事項を通知しなければならぬ。

一 総務大臣が告示する日(以下この項において「告示日」という。)(において無線局の登録を受けている者 告示日

二 告示日の翌日から施行日の前日までの間に無線局の登録を受けた者 当該登録を受けた日

(認定記録に関する経過措置)

第五条 新放送法第九十四条第二項の規定は、総務大臣が施行日以後に基幹放送(放送法第二条第二号に規定する基幹放送をいう。以下この条において同じ。)(の業務の認定(放送法第九十三条において同じ。)(を行った場合について適用する。

2 総務大臣は、施行日において、この法律の施行の際現に効力を有している全ての基幹放送の業務の認定について、新放送法第九十四条第二項の規定の例により、当該認定に係る認定記録(新放送法第九十四条の二に規定する認定記録をいう。以下この条において同じ。)(を作成し、当該認定記録に記録されている事項を当該認定を受けている者が閲覧することができる状態に置かなければならない。

3 総務大臣は、この法律の施行の際現に基幹放送の業務の認定を受けている者が施行日において前項の認定記録を閲覧することができるようにするため、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める日以後遅滞なく、当該者に係る認定記録を作成する旨及び総務省令で定める事項を通知しなければならぬ。

一 総務大臣が告示する日(以下この項において「告示日」という。)(において基幹放送の業務の認定を受けている者 告示日

二 告示日の翌日から施行日の前日までの間に基幹放送の業務の認定を受けた者 当該認定を受けた日

(国の機関等による申請等の特例に関する経過措置)

第六条 新電波法第一百二条の十九の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に行われる手続について適用し、同日前に行われる手続については、なお従前の例による。

(電波利用料に関する経過措置)

第七条 施行日前に免許又は登録を受けた無線局については、新電波法第百三条の二第一項、第五項、第六項及び第十五項の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等(同条第一項に規定する応当日(以下この条において単に「応当日」という。))又は新電波法第百三条の二第五項に規定する包括免許等の日に応当する日をいう。以下この項において同じ。)以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

2 新電波法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が第一条の規定による改正前の電波法(次項において「旧電波法」という。))第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新電波法第百三条の二第一項及び第十五項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

3 新電波法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧電波法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新電波法第百三条の二第一項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十四号(四)中「第二十四条の第十三項」を「第二十四条の第十二項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十六の項中「第二十四条の第十三項」を「第二十四条の第十二項」に改める。

(著作権法の一部改正)

第十三条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「第十四条第三項第二号」を「第十四条第二項第二号」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項第三号ホ(1)(ロ)中「第十

四条第二項第二号の」を「第十四条第一項に規定する」に、「第二十七条の二十六第一項の」を「第二十七条の二十二に規定する」に改める。

理 由

電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設、無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化、電波利用料制度の見直し等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 新たな周波数割当方式の導入
六千メガヘルツを超える同一の周波数を使用する相当数の無線局を一定の区域において一体的に運用するために開設される「特定高周波数無線局」を開設することのできる者を、価額競争により選定する制度を創設すること。

2 無線局の免許状等のデジタル化等に関する制度の整備
(一) 無線局の免許状等のデジタル化
無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証について、書面による交付を廃止し

て、免許人等が、免許等に係る事項を記録した免許記録等をインターネットで閲覧できる仕組みを導入すること。

(二) 国の機関等に対する免許等関連手続のデジタル化の義務付け
国の機関、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者に対し、免許の申請等の手続について、書面による手続を廃止して、インターネットによる手続を義務付けること。

3 電波利用料制度の見直し
(一) 免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定
令和七年度から令和九年度までの電波利用料の料額の改定を行うこと。

(二) 電波利用料の用途の見直し
電波利用料の用途として、携帯電話基地局等の強靱化に係る補助金の交付を追加するとともに、特定周波数変更対策業務の対象に周波数を共同利用する場合を加えるほか、同業務について無線設備の機能を有線通信により代替する設備への変更工事に要する費用への給付金の支給等を可能とすること。

4 中継局を廃止する際の受信者保護規律の整備
特定地上基幹放送事業者等が中継局を廃止する際には、その廃止する地域において放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置を講ずるよう努めること。

5 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

令和七年四月十一日 衆議院會議録第十九号 電波法及び放送法の一部を改正する法律案及び同報告書

二 議案の可決理由

電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

令和七年四月十日

総務委員長 竹内 譲

衆議院議長 額賀福志郎殿

〔別紙〕

電波法及び放送法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 電波利用料の歳入と歳出の累積差額については、電波利用料が電波の適正な利用の確保に關し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を免許人等が負担するものであることを踏まえ、必要性や緊急性の高い電波利用共益事務への積極的な活用を図ること。

二 価額競争における落札価額が著しく高額となり、事業者ひいてはそのサービスの利用者にとって過度な負担とならないよう、価額競争実施指針を定めること。

三 価額競争の仕組みを積極的かつ適切に活用すること等により、都市部のみならず都市部以外の地域においても、電波の公平かつ能率的な利用を促進し、地域に根差した電波利用サービスが生まれるよう努めること。

四 価額競争の運用状況を踏まえ、より公平性及び透明性の高い周波数の割当ての実現に向け、将来的に他の周波数についても価額競争を導入することも含め継続的に検討すること。

五 電波が有限・希少な国民共有の財産であることに鑑み、価額競争における落札者が我が国の経済安全保障上の利益を損なうことなく落札した周波数を活用したサービスを長期的かつ安定的に提供できるよう、十分に留意すること。

六 電波の逼迫状況を解消するため、電波の再配分のみでなく、未利用周波数帯の開拓等の技術開発を含め、電波の有効利用に引き続き取り組むこと。